有 価 証 券 報 告 書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日 (第141期) 至 平成19年3月31日

^{株式}福島銀行

(503008)

有価証券報告書

- 1 本書は証券取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条 の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデ ータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

^{株式}福島銀行

頁

第141期	有	有価証券報告書 	
【表紙】			1
第一部	3	【企業情報】	2
第1		【企業の概況】	2
	1	【主要な経営指標等の推移】	2
	2	2 【沿革】	4
	3	3 【事業の内容】	5
	4	- 【関係会社の状況】	6
	5	5 【従業員の状況】	6
第 2		【事業の状況】	7
	1	【業績等の概要】	7
	2	2 【生産、受注及び販売の状況】	24
	3	3 【対処すべき課題】	····24
	4	- 【事業等のリスク】	····24
	5		
	6		
	7	′【財政状態及び経営成績の分析】	26
第3		【設備の状況】	
	1		
	2		
	3		
第 4		【提出会社の状況】	
	1		
	2		
	3		
	4	F. L. Charles A free 15. The	
	5		
	6		
第 5		【経理の状況】	41
	1	【連結財務諸表等】····································	
***	2	EVA DANHES A E	
第 6		【提出会社の株式事務の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 7		【提出会社の参考情報】	
	1		
Anton - Lor	2	【その他の参考情報】	
第二部	5	【提出会社の保証会社等の情報】	• 101
監査報告	·書	<u>+</u>	·巻末

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出日】 平成19年6月25日

【事業年度】 第141期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 紺 野 邦 武

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 財務広報チームリーダー 吉原和子

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目81番地

大宮アネックスビル4階

株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 山 口 啓 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社福島銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目81番地 大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は証券取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宣のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
		(自平成14年 4月1日	(自平成15年 4月1日	(自平成16年 4月1日	(自平成17年 4月1日	(自平成18年 4月1日
		至平成15年	至平成16年	至平成17年	至平成18年	至平成19年
		3月31日)	3月31日)	3月31日)	3月31日)	3月31日)
連結経常収益	百万円	21, 559	19, 143	20, 882	21, 400	20, 102
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△995	358	720	1, 303	1,811
連結当期純利益	百万円	740	298	1, 119	1,062	1, 509
連結純資産額	百万円	19, 652	19, 698	22, 922	23, 649	28, 593
連結総資産額	百万円	594, 913	599, 345	611, 019	629, 145	629, 191
1株当たり純資産額	円	102. 66	102. 93	111.76	115. 24	121.67
1株当たり当期純利益	円	3. 86	1.55	5. 77	5. 17	7. 14
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	_	_	5. 66	_	6. 85
連結自己資本比率 (国内基準)	%	6. 15	6. 24	8. 19	8. 87	10. 21
連結自己資本利益率	%	3. 83	1. 52	5. 25	4. 56	5. 91
連結株価収益率	倍	29. 79	108. 48	29. 96	45. 37	20. 16
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	49, 070	△14, 550	4, 249	17, 799	2, 456
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,848	△10, 063	△15, 585	△31, 671	△4, 802
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△275	△231	6, 409	△11	3, 696
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	76, 214	51, 368	46, 441	32, 559	33, 909
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	697 [291] 张弗廷 ひょとは十二	684 [329]	609 [293]	568 [263]	543 [254]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 連結純資産及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら 1 株当たり情報の算定上の基礎は、「第 5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「1 株当たり情報」に記載しております。

- 4 平成14年度、平成15年度及び平成17年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。
- 5 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第137期	第138期	第139期	第140期	第141期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	17, 450	15, 819	17, 765	18, 378	16, 955
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△1,623	123	415	1, 172	1, 565
当期純利益	百万円	668	276	1, 121	1,064	1,620
資本金	百万円	14, 865	14, 865	15, 877	15, 877	17, 277
発行済株式総数	千株	192, 563	192, 563	206, 359	206, 359	226, 026
純資産額	百万円	19, 566	19, 587	22, 824	23, 493	27, 314
総資産額	百万円	590, 522	594, 837	608, 033	626, 019	626, 513
預金残高	百万円	547, 702	563, 445	567, 266	587, 202	582, 114
貸出金残高	百万円	441, 668	469, 576	476, 077	469, 351	465, 611
有価証券残高	百万円	45, 247	53, 469	68, 202	100, 217	103, 416
1株当たり純資産額	円	101.64	101. 76	110.65	113. 91	120. 92
1株当たり配当額(内 1株当たり中間配当額)	円 (円)	1. 00 (—)		1. 50 (—)	1. 50 (—)	1. 50 (—)
1株当たり当期純利益	円	3. 47	1. 43	5. 75	5. 16	7. 64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円		_	5. 64		7. 34
単体自己資本比率 (国内基準)	%	6.06	6. 10	8.04	8. 62	9. 92
自己資本利益率	%	3. 40	1.41	5. 28	4. 59	6. 37
株価収益率	倍	33. 14	118. 18	30.08	45. 54	18.84
配当性向	%	28. 81	_	26. 08	29. 06	19. 63
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	649 [271]	625 [311]	570 [286]	538 [258]	517 [250]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 純資産額及び総資産額の算定に当たり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら 1 株当たり情報の算定上の基礎は、「第 5 経理の状況」中、 2 「(1) 財務諸表」の「 1 株当たり情報」に記載しております。

- 4 第137期、第138期及び第140期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【沿革】

大正11年11月 湯本信用無尽株式会社設立(設立日11月27日、資本金6万円、本店所在地現いわき市 湯本町)

昭和14年11月 福島無尽株式会社を吸収合併、株式会社福島無尽金庫と改称し本店を福島市上町に 移転

昭和26年10月 相互銀行法の施行により、商号を株式会社福島相互銀行と改称

昭和30年1月 本店を福島市本町に新築移転

昭和41年7月 有限会社あぶくま商事設立

昭和51年4月 オンラインシステム稼動

昭和57年7月 株式会社ふくぎんリース設立(現連結子会社)

昭和60年8月 福島保証サービス株式会社設立(現連結子会社)

昭和60年11月 有限会社あぶくま商事を株式会社あぶくま商事へ組織変更

昭和61年5月 第2次オンラインシステム稼動

昭和62年4月 株式会社ふくぎんビジネスサービス設立(平成16年6月解散)

平成元年2月 普通銀行へ転換、株式会社福島銀行に商号変更

平成元年5月 福銀ユニオンクレジット株式会社設立(現連結子会社、平成12年11月商号変更)

平成3年4月 第3次オンラインシステム稼働

平成4年10月 東京証券取引所市場第二部に上場

平成5年11月 本店を福島市万世町(現在地)に新築移転

平成7年12月 株式会社東北バンキングシステムズ設立(現関連会社)

平成8年9月 東京証券取引所市場第一部に上場

平成10年5月 新総合オンラインシステム稼動(㈱殖産銀行との共同運用)

平成12年11月 福銀ユニオンクレジット株式会社を福銀ユーシーカード株式会社に商号変更

平成13年9月 株式会社あぶくま商事は株式売却により連結除外

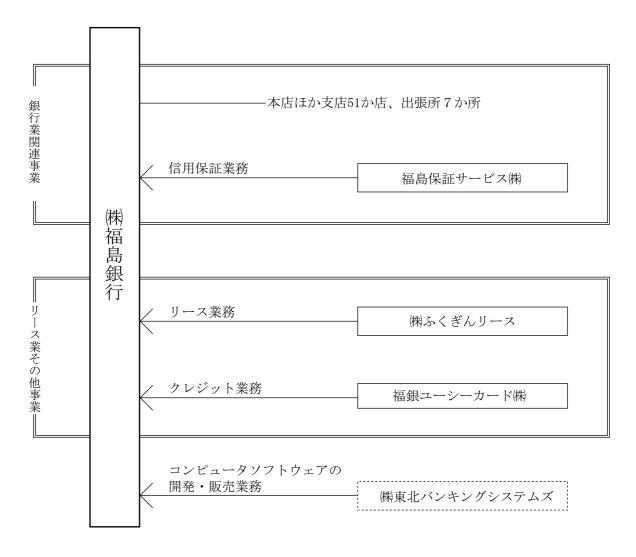
平成16年6月 株式会社ふくぎんビジネスサービス解散

3 【事業の内容】

(1) 企業集団の事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、子会社3社、関連会社1社で構成され、銀行業関連事業として、銀行業務及び信用保証業務を、また、リース業その他事業として、リース業務、クレジット業務などの金融サービスを提供しております。

(2) 企業集団の事業系統図



(注) 連結子会社 持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

		資本金			当行との関係内容				
名称 	住所	又は出資金 (百万円)	土安な事業の内容	所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)				35				提出会社よ	
福島保証サービス 株式会社	福島県福島市	10	信用保証業	(30) [65]	2 (-)	_	預金取引関係 貸出金の保証	り建物の一 部賃借	_
株式会社ふくぎん リース	福島県福島市	10	リース業	31 (26) (69)	3 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引	提出会社より建物の一 部賃借	_
福銀ユーシーカード 株式会社	福島県福島市	30	クレジット業	38. 4 (33. 4) (31. 6)	3 (-)		金銭貸借関係 預金取引関係	提出会社より建物の一 部賃借	_
(持分法適用関連会社)									
株式会社東北 バンキングシステムズ	山形県山形市	60	コンピュータ ソフトウェ の開発・販売 及びシステム 開発保守運用 委託	28.4	2 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係 コンピュータ ソフトウェア の開発保守運 用		_

- (注) 1 上記連結子会社のうち、特定子会社に該当するものはありません。
 - 2 上記連結子会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 - 3 株式会社ふくぎんリースについては、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 ①経常収益 2,957百万円 ②経常利益 153百万円 ③当期純利益 135百万円 ④純資産額 1,516百万円 ⑤総資産額 6,032百万円

- 4 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
- 5 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年3月31日現在

			1 hV10 0 11 01 0 01 T
	銀行業関連事業	リース業その他事業	合計
従業員数(人)	522 [250]	21 (4)	543 (254)

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員(期末人員)246人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、〔〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
517 (250)	42. 2	20. 3	4, 561

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員(期末人員)242人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 3 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 - 4 当行の従業員組合は、福島銀行従業員組合と称し、組合員数は374人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。
 - 5 従業員数は、執行役員2名を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

[経営方針]

(経営の基本方針)

当行は、福島県を主たる営業基盤とする地域金融機関として、地元の企業、個人等との預貸金ビジネスを主としつつ、有価証券投資等の市場営業や投資信託の窓口販売業務にも力を入れております。 当行は、次の3つのビジョンを掲げて営業しております。

- ① 強い銀行一株式会社として、如何なる経営環境にも耐えられる強い収益力を持った銀行を目指してまいります。
- ② 親切で便利な銀行―21世紀の金融サービス業として、法人、個人顧客のニーズの多様化、高度化に対応し、独自性に富んだ木目細かなサービスの提供を目指してまいります。
- ③ 透明性の高い銀行―市場等外部の信頼、銀行独自のガバナンス及び内部規律を維持していくために も、経営情報の積極的な開示に努めてまいります。

(中長期的な経営戦略)

当行は、平成17年度から19年度の中期経営計画「プラン68」を推進中です。これまでの実績をみると、最大の目標であった不良債権比率の引き下げは、平成18年度で最終目標を1年前倒しで達成しました。

(単位:億円)

	ſ	プラン68」計	実績		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17年度	平成18年度
コア業務粗利益	144	150	155	143	138
営業経費	83	86	87	79	79
コア業務純益	61	64	68	63	59
与信関連費用	52	52	50	71	51
経常利益	10	12	17	11	15
当期純利益	12	15	20	10	16
自己資本比率	8.1%	8. 2%	8.6%	8.6%	9.9%
不良債権比率 ※	9.9%	7.8%	6.8%	9.0%	6. 5%

※金融再生法ベースの不良債権比率を記載しております。

[業績]

(金融経済環境)

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善や民間の設備投資拡大等により、拡大基調を続けました。また、金利面では、昨年7月に日本銀行がゼロ金利政策を解除する等、市場金利は若干上昇しました

このような経済環境のもと、当行グループが主たる営業基盤とする福島県も、業種や企業による明暗の差を伴いつつ、有効求人倍率の改善が進む等全体としてはようやく景気回復局面に入りました。

平成18年度末の預金残高につきましては、前連結会計年度末比5,647百万円減少し、580,571百万円となりました。主な要因は、一般法人の資金効率化による法人預金の減少や投資信託へのシフト等により個人預金が減少したことによるものです。

一方、貸出金残高につきましては、前連結会計年度末比3,729百万円減少し、462,345百万円となりました。主な要因は、引き続き住宅ローンは順調に増加したものの、事業性貸出が落ち込んだことによるものです。

有価証券につきましては、前連結会計年度末比3,282百万円増加し、103,656百万円となりました。主

な要因は、短中期の国債を中心に増加したことによるものです。

投資信託等の預かり資産につきましては、前連結会計年度末比17,204百万円増加し、72,381百万円となりました。

(損益の状況)

当連結会計年度の経常利益につきましては、前連結会計年度比508百万円増加し1,811百万円となりました。これは主に、単体のコア業務純益が不良債権処理による貸出残高が減少したことを主因として5,980百万円と前連結会計年度(6,356百万円)を376百万円、5.91%下回ったものの、不良債権処理費用が減少したことによるものです。

当期純利益につきましては、前連結会計年度比447百万円増加し1,509百万円となりました。これは主に、経常利益の増加に加え、固定資産の減損損失が前連結会計年度に比べ567百万円減少したことによるものです。なお、単体ベースの経常利益は前事業年度比393百万円増加し1,565百万円と前事業年度を33.53%上回りました。

(不良債権の状況)

当事業年度末の不良債権残高(金融再生法基準、単体ベース)につきましては、前事業年度末比120億円減少し307億円となりました。平成13年9月末のピーク(1,043億円)に比べると736億円、率にして70.56%の減少です。これに伴い、当事業年度末の不良債権比率(総与信に占める不良債権の比率)も6.53%に低下しております。平成14年9月末のピーク(19.61%)に比べると13.08ポイントの低下であり、特にこの2年間で半減しました。

(自己資本比率の状況)

当連結会計年度末の自己資本比率につきましては、前連結会計年度末比1.34ポイント上昇し、10.21%となりました。これは主に、自己資本比率の算定基準がバーゼルIIに変更となり、分母となるリスクアセットは新しくオペレーショナルリスクが対象に加わったことから前連結会計年度末比15億円増加し3,597億円になった一方で、分子となる自己資本は新株予約権付社債の発行(昨年9月45億円)や最終利益の内部留保から49億円増加したことによるものです。連結自己資本比率が10%台に乗ったのはこれが初めてです。なお、単体ベースでは前事業年度末比1.30ポイント上昇し9.92%となっております。

(事業の種類別セグメントの業績)

銀行業関連事業の経常収益は、有価証券利息配当金収入が増加した一方で、貸出金利息収入や株式等売却益の減少により前連結会計年度比1,418百万円減少して17,118百万円となりました。また、経常費用は預金利息が増加する一方で、不良債権処理費用が減少したことにより前連結会計年度比1,821百万円減少して15,525百万円となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度比402百万円増加して1,593百万円となりました。

リース業その他事業では、経常収益は外部向け経常収益が増加したため前連結会計年度比27百万円増加して3,244百万円、経常費用はリース原価の減少を主因に前連結会計年度比77百万円減少して3,025百万円となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度比104百万円増加して218百万円となりました。

[キャッシュ・フローの状況]

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、財務活動による収入の増加を主因に、前連結会計年度末比1,350百万円増加し、33,909百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フローの状況)

営業活動により得られた資金は、2,456百万円で前連結会計年度比15,343百万円減少しました。これは、主に預金の減少によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フローの状況)

投資活動により支出した資金は、4,802百万円で前連結会計年度比26,869百万円増加しました。これは、主に有価証券の取得による支出が減少したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フローの状況)

財務活動により得られた資金は、3,696百万円で前連結会計年度比3,707百万円増加しました。これは、主に新株予約権付社債の発行による収入によるものです。

(1) 国内·国際業務部門別収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金は増加したものの、貸出金利回りの低下及び預金利回りの上昇により預貸金収支が減益となり、12,418百万円(前連結会計年度比3.0%減)となりました。

役務取引等収支は、保険や投資信託の窓口販売関連手数料等はほぼ横這いながら、為替業務関連手数料の減少により1,419百万円(前連結会計年度比3.7%減)となりました。

その他業務収支は、国債等債権売却益の減少により5百万円(前連結会計年度比97.8%減)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
性無	州 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	12, 560	252	△20	12, 791
真並連用収入	当連結会計年度	12, 189	248	△19	12, 418
うち資金運用収益	前連結会計年度	13, 354	272	△101	(20) 13, 525
プロ貝並座用収益	当連結会計年度	13, 338	286	△92	(37) 13, 532
うち資金調達費用	前連結会計年度	793	20	△80	(20) 734
プロ貝型側建貨用	当連結会計年度	1, 149	38	△73	(37) 1, 114
役務取引等収支	前連結会計年度	1, 454	4	13	1, 472
仅伤以引守权义	当連結会計年度	1, 408	4	6	1, 419
うち役務取引等収益	前連結会計年度	2, 476	9	△23	2, 461
プラ収物収引等収益	当連結会計年度	2, 408	9	△25	2, 392
うち役務取引等費用	前連結会計年度	1,021	5	△37	988
プロ技術取引寺賃用	当連結会計年度	999	4	△32	972
その他業務収支	前連結会計年度	252	5	△21	236
ての他未伤収入	当連結会計年度	9	12	△16	5
5 ナ スの研業数回光	前連結会計年度	298	11	△21	288
うちその他業務収益	当連結会計年度	45	12	△16	41
5 ナ スの仙 类 致 弗 田	前連結会計年度	46	5	_	52
うちその他業務費用	当連結会計年度	36	_	_	36

- (注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
 - 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度 1百万円、当連結会計年度 3百万円)を控除して表示しております。
 - 3 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。
 - 4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用/調達の状況

国内・国際業務部門合計の資金運用勘定は、有価証券平残が増加する一方で貸出金平残が減少したため前連結会計年度の資金運用勘定利息はほぼ横這いの13,494百万円(前連結会計年度比0.1%減)となりました。利回りについては貸出金利回りの低下を主因に2.33%(前連結会計年度比0.07ポイント低下)となりました。

資金調達勘定は、預金平残の増加及び預金利回りの上昇を主因に資金調達勘定利息が1,076百万円 (前連結会計年度比50.8%増)、利回りは0.18%(前連結会計年度比0.06ポイント低下)となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
性類 	<i>翔</i> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(9, 669) 568, 554	(20) 13, 354	2. 34
東亚连川例化 	当連結会計年度	(11, 681) 584, 411	(37) 13, 338	2. 28
うち貸出金	前連結会計年度	468, 008	12, 522	2. 67
プロ貝山笠	当連結会計年度	461, 431	12, 189	2.64
うち商品有価証券	前連結会計年度	46	0	0.14
プロ倒印有側証分	当連結会計年度	34	0	0.53
うち有価証券	前連結会計年度	76, 763	805	1.04
りり有価証分	当連結会計年度	89, 565	1,058	1.18
うちコールローン及び	前連結会計年度	8, 890	4	0.05
買入手形	当連結会計年度	17, 424	50	0.28
うち預け金	前連結会計年度	5, 176	0	0.00
) り頃り金	当連結会計年度	4, 273	2	0.05
次入部本掛合	前連結会計年度	576, 783	793	0.13
資金調達勘定	当連結会計年度	583, 213	1, 149	0.19
2 + 3E V	前連結会計年度	566, 235	483	0.08
うち預金	当連結会計年度	572, 430	862	0. 15
こと 添油料 五人	前連結会計年度	71	0	0.05
うち譲渡性預金	当連結会計年度	_	_	_
うち借用金	前連結会計年度	7, 591	161	2. 12
ノの宿用金	当連結会計年度	6, 593	139	2. 11

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度15,491万円、当連結会計年度3,291百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度1,657百万円、当連結会計年度1,848百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度3百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
 - 3 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 - 4 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

	#801	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	9, 643	272	2. 82
貝金理用樹足	当連結会計年度	11, 653	286	2. 45
うち貸出金	前連結会計年度	_	_	_
ソり貝山金	当連結会計年度	_	_	_
うち商品有価証券	前連結会計年度	_	_	_
プロ同曲作価証分	当連結会計年度	_	_	_
うち有価証券	前連結会計年度	9, 485	272	2.87
プロ作価証分	当連結会計年度	11, 513	285	2. 48
うちコールローン及び	前連結会計年度	_	_	_
買入手形	当連結会計年度	_	_	_
うち預け金	前連結会計年度	_	_	_
プの頂け金	当連結会計年度	0	0	2. 46
資金調達勘定	前連結会計年度	(9, 669) 9, 685	(20) 20	0. 21
貝並納建砌足	当連結会計年度	(11, 681) 11, 695	(37) 38	0. 32
うち預金	前連結会計年度	13	0	0.06
ノり頃並	当連結会計年度	13	0	0. 12
うち譲渡性預金	前連結会計年度	_	_	_
ノり禄仮Ҵ原並	当連結会計年度	_	_	_
うち借用金	前連結会計年度	_	_	_
ノり恒用金	当連結会計年度	_	_	_

- (注) 1 国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
 - 2 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクス チェンジ取引に適用する方式)により算出しております。
 - 3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

		平均残高(百万円)			利	TIL 10		
種類	期別	小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	利回り (%)
資金運用勘定	前連結会計年度	568, 528	△7,774	560, 753	13, 606	△101	13, 505	2. 40
	当連結会計年度	584, 383	△7, 163	577, 220	13, 587	△92	13, 494	2. 33
うち貸出金	前連結会計年度	468, 008	△4, 710	463, 298	12, 522	△80	12, 442	2. 68
7 り貝山並	当連結会計年度	461, 431	△4, 359	457, 071	12, 189	△73	12, 116	2. 65
うち商品有価証券	前連結会計年度	46	_	46	0		0	0. 14
プラ 日 日 田 田 正 分	当連結会計年度	34	_	34	0	_	0	0. 53
うち有価証券	前連結会計年度	86, 249	△1,683	84, 565	1, 078	△20	1, 057	1. 25
プ り 付 畑 証 分	当連結会計年度	101, 078	△1, 430	99, 648	1, 344	△19	1, 325	1. 33
うちコールローン	前連結会計年度	8, 890	_	8, 890	4		4	0.05
及び買入手形	当連結会計年度	17, 424	_	17, 424	50	_	50	0. 28
うち預け金	前連結会計年度	5, 176	△1,380	3, 795	0	_	0	0.00
) り頃け金	当連結会計年度	4, 273	△1, 372	2, 900	2	△0	1	0.06
資金調達勘定	前連結会計年度	576, 799	△6, 090	570, 708	794	△80	713	0. 12
貝並酮建樹足	当連結会計年度	583, 227	△5, 732	577, 495	1, 149	△73	1,076	0. 18
うち預金	前連結会計年度	566, 249	△1,380	564, 869	483	△0	483	0.08
) り頃金	当連結会計年度	572, 443	△1,372	571, 071	862	△0	861	0. 15
うち譲渡性預金	前連結会計年度	71	_	71	0	_	0	0.05
ノり隷仮1生19金	当連結会計年度	_	_	_	_	_	_	
うた供用会	前連結会計年度	7, 591	△4, 710	2,880	161	△80	80	2.80
うち借用金	当連結会計年度	6, 593	△4, 359	2, 233	139	△73	66	2. 97

⁽注) 1 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

² 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、為替業務関連手数料の減少を主因に2,392百万円(前連結会計年度比2.8%減)となりました。

一方、役務取引等費用は、支払手数料の減少により972百万円(前連結会計年度比1.6%減)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
性無	划 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	2, 476	9	△23	2, 461
(文//) 安収金	当連結会計年度	2, 408	9	△25	2, 392
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	934		△18	916
プラ原金・真田未伤	当連結会計年度	904		△18	885
うち為替業務	前連結会計年度	691	9	△5	694
りり荷貸来伤	当連結会計年度	665	9	△6	668
うち証券関連業務	前連結会計年度	33		_	33
りの証券関連未務	当連結会計年度	19		_	19
うち代理業務	前連結会計年度	45		_	45
りり10年末傍	当連結会計年度	41		_	41
うち保護預り・	前連結会計年度	28	_	_	28
貸金庫業務	当連結会計年度	26	_	_	26
うち保証業務	前連結会計年度	8	_	_	8
ノり休証未彷	当連結会計年度	15	_	_	15
うち保険窓販業務	前連結会計年度	189	_	_	189
アの体験心販業務	当連結会計年度	211	_	_	211
うち投信窓販業務	前連結会計年度	545	_	_	545
プロ技術高級系統	当連結会計年度	523	_	_	523
役務取引等費用	前連結会計年度	1,021	5	△37	988
(区) (区) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内	当連結会計年度	999	4	△32	972
うち為替業務	前連結会計年度	147	5	_	152
ノり紂官未伤	当連結会計年度	142	4	_	147

⁽注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

² 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

144石	#801	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	587, 193	9	△983	586, 218
[1]	当連結会計年度	582, 099	15	△1,543	580, 571
うち流動性預金	前連結会計年度	200, 330	_	△983	199, 347
プログル製用工具金	当連結会計年度	199, 555	_	△1, 507	198, 048
うち定期性預金	前連結会計年度	383, 288	_	_	383, 288
プラル 対は 原金	当連結会計年度	381, 163	_	△36	381, 127
うちその他	前連結会計年度	3, 573	9	_	3, 582
) りてV/IIE	当連結会計年度	1, 379	15	_	1, 394
譲渡性預金	前連結会計年度	_	_	_	_
議役性損型	当連結会計年度	_	_	_	_
総合計	前連結会計年度	587, 193	9	△983	586, 218
がひ口目	当連結会計年度	582, 099	15	△1, 543	580, 571

⁽注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

² 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

₩.£₽.DU	平成18年3月	31日	平成19年3月	31日
業種別	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門 (除く特別国際金融取引勘定分)	466, 074	100.00	462, 345	100.00
製造業	33, 665	7. 23	33, 072	7. 15
農業	1, 783	0.38	1, 596	0.35
林業	65	0.01	92	0.02
漁業	103	0.02	168	0.04
鉱業	761	0. 16	680	0. 15
建設業	39, 801	8.54	36, 476	7. 89
電気・ガス・熱供給・水道業	225	0.05	156	0.03
情報通信業	2,850	0.61	2, 473	0. 53
運輸業	12, 309	2.64	12, 235	2.65
卸売・小売業	41, 886	8.99	41, 277	8. 93
金融・保険業	33, 587	7. 21	37, 868	8. 19
不動産業	42, 278	9.07	37, 160	8.04
各種サービス業	78, 287	16.80	73, 163	15.82
地方公共団体	19, 210	4. 12	27, 751	6.00
その他	159, 255	34. 17	158, 171	34. 21
国際業務部門及び 特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_
政府等	_	_	_	_
金融機関	_	_	_	_
その他	_	_	_	_
合計	466, 074	_	462, 345	_

⁽注) 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
7里朱貝	别別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	55, 987		_	55, 987
四月	当連結会計年度	59, 147	_	_	59, 147
地方債	前連結会計年度	2, 637		_	2, 637
地刀頂	当連結会計年度	2, 783		_	2, 783
社債	前連結会計年度	13, 015		_	13, 015
11.10	当連結会計年度	9, 586		_	9, 586
株式	前連結会計年度	14, 595		△1, 799	12, 796
	当連結会計年度	12, 173		△1, 177	10, 996
その他の証券	前連結会計年度	5, 653	10, 283	_	15, 937
ての他の証分	当連結会計年度	6, 769	14, 373	_	21, 142
合計	前連結会計年度	91, 890	10, 283	△1,799	100, 374
	当連結会計年度	90, 460	14, 373	△1, 177	103, 656

- (注) 1 国内業務部門は国内店及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
 - 2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
 - 3 相殺消去額(△)はグループ内の取引額であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	14, 561	13, 884	△ 677
コア業務粗利益	14, 338	13, 891	△ 447
経費(除く臨時処理分)	7, 981	7, 911	△ 70
人件費	3, 613	3, 705	92
物件費	3, 879	3, 740	△ 139
税金	488	465	△ 23
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	_	_	_
のれん償却額	_	_	_
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6, 580	5, 972	△ 608
一般貸倒引当金繰入額	96	△ 1,272	△ 1,368
業務純益	6, 484	7, 244	760
うち債券関係損益	223	△ 7	△ 230
コア業務純益	6, 356	5, 980	△ 376
臨時損益	△5, 311	△ 5,679	△ 368
株式関係損益	1,580	670	△ 910
不良債権処理損失	7, 031	6, 380	△ 651
貸出金償却	5, 327	2, 326	△ 3,001
個別貸倒引当金純繰入額	775	1, 932	1, 157
債権売却損等	928	2, 121	1, 193
その他臨時損益	139	△ 4	△ 150
経常利益	1, 172	1, 565	393
特別損益	△376	45	421
うち固定資産処分損益	△100	△ 59	41
税引前当期純利益	796	1, 611	815
法人税、住民税及び事業税	22	23	1
法人税等調整額	△290	△ 31	259
当期純利益	1,064	1, 620	556

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支
 - 2 コア業務粗利益=業務粗利益-債券関係損益
 - 3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
 - 4 コア業務純益=業務純益(一般貸倒引当金繰入前)ー債券関係損益
 - 5 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時 損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 6 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用 見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 7 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償還租
 - 8 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

(2) 営業経費の内訳(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
給料・手当	2, 509	2, 620	111
役員退職金	6	_	△6
退職給付費用	236	231	△5
福利厚生費	18	18	0
減価償却費	764	678	△86
土地建物機械賃借料	746	636	△110
営繕費	43	61	18
消耗品費	121	103	△18
給水光熱費	158	153	△5
旅費	17	16	△1
通信費	179	167	△12
広告宣伝費	42	40	$\triangle 2$
租税公課	488	465	△23
その他	2, 653	2,718	65
計	7, 988	7, 911	△77

⁽注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

		前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1	2. 34	2. 27	△0. 07
(イ)貸出金利回		2. 69	2. 64	△0.05
(口)有価証券利回		1.04	1. 17	0. 13
(2) 資金調達原価	2	1. 50	1. 54	0.04
(イ)預金等利回		0.08	0. 15	0.07
(口)外部負債利回		2. 59	2.81	0. 22
(3) 総資金利鞘	1)-2	0.84	0.73	△0.11

⁽注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		23. 51	_
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	28. 41	23. 51	△4. 90
業務純益ベース	27. 99	28. 51	0. 52
当期純利益ベース	4. 59	6. 37	1.78

⁽注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

^{2 「}外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	587, 202	582, 114	△5, 088
預金(平残)	566, 249	572, 443	6, 194
貸出金(末残)	469, 351	465, 611	△3, 740
貸出金(平残)	466, 932	460, 386	△6, 546

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	455, 346	455, 079	△267
法人	131, 846	127, 019	△4, 827
合計	587, 193	582, 099	△5, 094

⁽注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	119, 994	123, 151	3, 157
住宅ローン残高	105, 191	109, 613	4, 422
その他ローン残高	14, 802	13, 538	△1, 264

(4) 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1	百万円	406, 501	389, 097	△17, 404
総貸出金残高	2	百万円	469, 351	465, 611	△3,740
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	86. 60	83. 56	△3. 04
中小企業等貸出先件数	3	件	99, 648	96, 470	△3, 178
総貸出先件数	4	件	99, 730	96, 550	△3, 180
中小企業等貸出先件数比率	3/4	%	99. 91	99. 91	△0.00

⁽注) 中小企業等とは資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
性類	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	_	_	_	_
信用状	5	16	5	58
保証	597	3, 603	506	2, 106
計	602	3, 620	511	2, 164

⁽注) 有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度より相殺しております。

なお、前事業年度については、相殺前により表示しております。

6 内国為替の状況(単体)

Б.V.		前事業		当事業年度		
	区分	口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)	
各地へ向けた分		1, 351	897, 113	1, 326	808, 818	
送金為替	各地より受けた分	2, 168	1, 111, 605	2, 224	1, 039, 909	
代金取立	各地へ向けた分	14	7, 064	12	6, 567	
1/並以立	各地より受けた分	21	13, 740	20	13, 089	

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度		
	四月	金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)		
仕向為替	売渡為替	20	36		
任門為省 	買入為替	1	1		
被仕向為替	支払為替	2	3		
恢任円為省 	取立為替	1	1		
	合計	25	43		

(自己資本比率の状況)

(参考)

(参考) 自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月31日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。 なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

	塔里		平成18年3月31日	平成19年3月31日
	項目		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		15, 877	17, 277
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	_
	資本剰余金		3, 458	4, 849
	利益剰余金		3, 105	4, 659
	自己株式 (△)		155	99
	自己株式申込証拠金		_	_
	社外流出予定額(△)		_	338
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	為替換算調整勘定		_	_
	新株予約権		_	_
基本的項目	連結子法人等の少数株主持分		983	1, 178
(Tier 1)	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		_	_
	連結調整勘定相当額(△)		_	_
	証券化に伴い増加した自己資本相当額(△)		_	623
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		23, 270	26, 904
	繰延税金資産の控除金額(△)		_	_
	計	(A)	23, 270	26, 904
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		802	773
	一般貸倒引当金		2, 231	2, 241
補完的項目	負債性資本調達手段等		5, 500	6, 700
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)		_	1, 700
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		5, 500	5, 000
	計		8, 533	9, 714
	うち自己資本への算入額	(B)	8, 533	9, 714
控除項目	控除項目(注4)	(C)	101	
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	31, 703	36, 618
	資産(オン・バランス)項目		342, 304	329, 947
	オフ・バランス取引等項目		14, 781	1, 988
リスク・	信用リスク・アセットの額	(E)	357, 085	331, 936
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	_	26, 690
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	_	14, 234
	計 (E)+(F)	(H)	357, 085	358, 626
連結自己資本比	率(国内基準)=D/H×100(%)		8. 87	10. 21
(参考) Tier 1	比率=A/H×100(%)			7. 50

- (注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達 手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25号第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当 する額が含まれております。

			平成18年3月31日	平成19年3月31日
	坝 均		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		15, 877	17, 277
	うち非累積的永久優先株		_	_
	新株式申込証拠金		_	
	資本準備金		3, 438	4, 838
	その他資本剰余金		0	0
	利益準備金		164	164
	任意積立金		2, 300	
	次期繰越利益		376	_
	その他利益剰余金		_	4, 328
	その他		_	
	自己株式(△)		19	22
基本的項目	自己株式申込証拠金		_	_
(Tier 1)	社外流出予定額(△)		_	338
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	新株予約権		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	のれん相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)		_	_
	証券化に伴い増加した自己資本相当額(△)		_	623
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		22, 137	25, 624
	繰延税金資産の控除金額(△)		_	_
	計	(A)	22, 137	25, 624
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		802	773
	一般貸倒引当金		2, 213	2, 225
補完的項目	負債性資本調達手段等		5, 500	6, 700
(Tier 2)	うち永久劣後債務(注2)		_	1,700
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		5, 500	5,000
	∄ †		8, 515	9, 698
	うち自己資本への算入額	(B)	8, 515	9, 698
控除項目	控除項目(注4)	(C)	101	_
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	30, 551	35, 323
	資産(オン・バランス)項目		339, 328	327, 367
	オフ・バランス取引等項目		14, 781	1, 988
リスク・	信用リスク・アセットの額	(E)	354, 109	329, 356
アセット等	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F)	_	26, 673
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(A) 22, 137 (A) 22, 137 (A) 22, 137 (A) 22, 137 (B) 802 2, 213 5, 500 8, 515 (B) 8, 515 (C) 101 (D) 30, 551 339, 328 34, 781 (E) 354, 109 3(F) — (G) —	14, 225	
	計 (E)+(F)	(H)	354, 109	356, 029
単体自己資本比	·率(国内基準)=D/E×100(%)		8. 62	9. 92
(参考)Tier 1	比率=A/H×100(%)		_	7. 19

- (注) 1
- 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。 2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること(2)一定の場合を除き、償還されないものであること(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4)利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。 4 告示第43条第1項第1号が第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達
 - 手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の 事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に 従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
[具催り込力] 	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	123	96
危険債権	216	165
要管理債権	87	45
小計 (A)	427	307
正常債権	4, 309	4, 393
合計 (B)	4, 736	4, 701
不良債権比率 (A) / (B)	9.0%	6. 5%

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載 しておりません。

3 【対処すべき課題】

不良債権問題は平成18年度で山を越えましたが、まだ完了した訳ではなく、引き続き不良債権比率の引き下げに努め、19年度で不良債権問題に事実上終止符を打ちたいと考えております。

また、郡山支店の不祥事件に対する反省もあり、引き続き事務管理をはじめとする内部管理の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。

以上の2点は喫緊の課題ですが、同時にメガバンクを含め銀行間の競争が一段と激化している折から、営業、事務、リスク管理をはじめ業務の高度化を推進し、収益力の強化に取り組んでまいる方針であります。

4 【事業等のリスク】

当行及び当行グループ(以下、本項目において当行という)の事業等のリスクについて、投資者の判断に 重要な影響を及ぼす可能性がある主な事項は以下のとおりです。当行は、これら様々な事業等のリスクが 発生する可能性に対し、出来得る限り的確かつ適正に把握し、適切なリスク管理の実施に努めてまいりま す。

なお、本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1 信用リスク

当行の信用リスクにつきましては、自己責任原則に基づき適切な管理を行い、信用リスクを計量化しての与信ポートフォリオ管理を行い、当行資産の健全性及び収益性の維持向上を図ることを基本方針としております。

しかしながら、わが国の経済情勢、特に当行が主たる営業基盤としている福島県の経済情勢によっては、貸出先の経営状況を悪化させ、債務者区分の下方遷移や担保価値の下落、または予期せぬ事由の発生により、当行の不良債権及び与信関係処理費用が増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2 市場リスク

当行の市場業務の運営につきましては、地域金融機関として地元顧客への金融サービスの提供を主たる目的とし、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力及び人的能力等経営体力に応じたリスクの範囲内で取引を行うことを基本方針としております。更に、デリバティブを含む市場取引に関しては、一般的に確立された取引や自己のALMポジション等のヘッジ取引を基本として取り組んでおります。

しかしながら、金利、有価証券等の価格及び為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被る可能性があります。

(1) 全利リスク

資産と負債に金利または期間のミスマッチが存在している中で、景気動向等により金利が変動する ことで、当行は利益の低下または損失を被る可能性があります。

(2) 価格変動リスク

当行は、市場性を有する株式等の有価証券を保有しており、景気の動向、その他の事由により株価等が大幅に下落する可能性があります。その場合、保有有価証券の減損または評価損が発生し、当行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスク

当行の外貨建て資産・負債について資産超または負債超ポジションが造成されていた場合、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することにより、損失が発生する可能性があります。

3 流動性リスク

当行の資金繰りにあたっては、地域金融機関としての安全性を最優先とし、健全な資金ポジションの維持を図ることを基本方針としております。

しかしながら、経済情勢によっては、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることなどにより、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 事務リスク

当行は、事務リスクに対する予防措置を講じつつ、万一事故が発生した場合、損失の最小化を図ることを基本方針としております。また、事務全般に関する事務リスクを的確・適正に把握し、適切なリスク管理を実施することによって、事務の的確性を維持するとともに、事故、トラブル、苦情、不祥事件及びそれらに関する損失を未然に防止するよう努めております。

しかしながら、当行役員・社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こす可能性はゼロとは言い切れません。そのような事態が万が一にも発生した場合、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 システムリスク

当行は、情報システムの目標である有効性、効率性、信頼性及び安全性等を防げるシステムリスクをコントロールし、情報システムを円滑、適切に運営するため、システムリスクの発生シナリオ及び影響度を評価するとともに、システムリスクの回避及び最小限化を図るよう努めております。

しかしながら、コンピュータ・システムのダウン、誤作動及びシステムの不備等に伴い、当行に損害が生じ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6 風評リスク

当行は、風評に対する管理体制を構築することにより、風評の状況を正確に把握し、速やかな対応による風評拡大の防止と、正確な情報発信及びCS活動による信用の維持向上を図っております。

また、当行についての様々な風評が経営に与える影響に対処するため、風評リスクの管理と組織運営 を適切に行うよう努めております。

しかしながら、種々の緊急事態の発生による風評や、当行の経営内容等が誤って伝えられることにより、当行の経営にとってマイナスの影響が生じ、直接・間接を問わず不測の損害を被り、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

7 イベントリスク

当行は、犯罪・自然災害等偶発的に発生する事件・事故等に対し、人命の安全確保を図るとともに、 人的・物的損害を最小限にとどめ、営業の継続及び再開を図ることを目指しております。

しかしながら、犯罪・自然災害等はまさに偶発的に発生するものであり、事前に予測できないことから、それらによって発生する事態が、当行の経営状態または業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

なお、本項に記載いたしました業績予想等の将来に関する記述は、当連結会計年度末現在において判断 したものであり、その結果が将来の様々な要因により変動する可能性があることをご留意ください。

貸出金につきましては、前連結会計年度比3,729百万円減少し、462,345百万円となりました。主な要因は、引き続き住宅ローンは増加したものの、事業性貸出が減少したこと及び不良債権の最終処理に伴う貸出債権の償却・売却等を行ったことによるものです。

一方、預金につきましては、前連結会計年度比5,647百万円減少し、580,571百万円となりました。主な要因は、個人による資産運用手段の多様化及び企業の資金効率重視といった動きによるものです。

損益面を見ますと、経常利益は1,811百万円(前連結会計年度は1,303百万円)、当期純利益は1,509百万円(前連結会計年度は1,062百万円)となりました。不良債権の最終処理に伴う貸出残高の減少及び預金利回りの上昇に伴う預金利息の増加により、単体のコア業務純益は減少したものの、不良債権の処理費用が減少したことにより経常利益の増加となったものです。

自己資本比率は、前連結会計年度比1.34ポイント上昇し10.21%となりました。これは主に、平成18年9月に発行した新株予約権付社債の発行45億円及び期間利益の積み上げによるものです。なお、単体ベースでは、前事業年度比1.3ポイント上昇し9.92%となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中、当行及び連結子会社ではリース資産を除き重要な設備投資はありません。 また、営業に重要な影響を及ぼすような設備の売却、撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。 (銀行業関連事業)

	○ 方式			設備	土	地	建物	動産	合計	従業
	会社名	その他	所在地	の内容	面積 (m²)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	員数 (人)
		本店他55店	福島県内	店舗	57, 336. 73 (9, 368. 76)	6, 500	6, 101	628	13, 230	491
		仙台支店	宮城県仙台市 青葉区	店舗	_	_	7	4	11	5
		黒磯支店	栃木県 那須塩原市	店舗	938. 95 (474. 56)	45	55	5	106	7
	_	水戸支店	茨城県水戸市	店舗	_	_	1	5	6	8
当行	_	大宮支店	埼玉県 さいたま市 大宮区	店舗	_	_	2	2	5	6
	_	運動場	福島県福島市	運動場	15, 238. 00	59	6	_	65	_
	_	社宅・寮 その他の施設	福島県福島市 他21か所	社宅・ 寮 その他 施設	9, 190. 66 (2, 198. 71)	262	56	0	319	_

(リース業その他事業)

	大社名 店舗名		設備		設備 土地		建物	動産	合計	従業
	会社名	その他 別任地 の	の内容	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	員数 (人)	
連結子会社	株式会社 よくぎん リスと 祖銀ユード 株式会社	本社	福島県福島市	店舗		ĺ		10	10	21

- (注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め327百万円でありま

 - 2 動産は、事務機械 328百万円、その他 318百万円であります。 3 店舗外現金自動設備 96か所は、上記に含めて記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 新設·改修 該当事項なし。
- (2) 売却 該当事項なし。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300, 000, 000
計	300, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月25日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	226, 026, 647	240, 737, 383	東京証券取引所 市場第一部	_
計	226, 026, 647	240, 737, 383	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	17	_
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	_
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	10, 000, 000	_
新株予約権の行使時の払込金額(円)	170	_
新株予約権の行使期間	平成18年9月28日から 平成28年9月28日まで	_
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1、3)	発行価格 170 資本組入額 85	_
新株予約権の行使の条件	一部行使は不可	_
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権のみの譲渡は不可	_
代用払込みに関する事項	新株予約権を行使しようと する者の請求があるときは、 その新株予約権が付された社 債の全額の償還に代えて新株 予約権の行使に際して払込が なすべき額の全額の払込が新 ったものとする。また、 予約権が行使されたときみな 当該請求があったものとみな す。	_
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	_	_
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,700	_

⁽注) 1 発行価格(以下、「転換価額」という)については当初170円とし、以後以下のように修正する。

本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(但し、終値のない日は除く。)の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値の92.5%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる修正後の転換価額が340円(以下「上限転換価額」という。)を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とし、かかる修正後の転換価額が下限転換価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とする。下限転換価額は、当初85円とするが、株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日(但し、終値のない日を除く。)中の各日においてその日現在有効な下限転換価額の60%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。かかる修正は、行使請求期間中1回に限られるものとする。

上限転換価額及び下限転換価額は、下記転換価額の調整の規定を準用して調整されるものとする。また、いずれかの修正日の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日の間に下記転換価額の調整に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当行は、かかる行使の際に、当該本社債権者に対し、修正後の転換価額を通知する。

(転換価額の調整)

(イ)当行は、当行が本社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当行の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

- (ロ)転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定める ところによる。
- (i)下記(二)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を新たに発行し、又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当行普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当行普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当行普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(ii)株式の分割により普通株式を発行する場合

株式数 =:

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii)下記(二)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式 又は下記(二)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新 株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (iv)当行の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の 取得と引換えに下記(二)(ii)に定める時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する場合 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (v)本(ロ)(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当行の機関の承認を条件としているときには、本(ロ)(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当行の普通株式を交付する。

(調整前転換価額 — 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に 交付された株式数

調整後転換価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合には、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (二)(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる 30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除 く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式の総数から、当該日において当行の保有する当行の普通株式を控除した数とする。また、上記(ロ)(v)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当行が有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式数を含まないものとする。
- (ホ)上記(ロ)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、本社債権者と協議の うえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当行の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (へ)上記(ロ)の規定にかかわらず、上記(ロ)に基づく調整後の転換価額を初めて適用する日が転換価額の修正に 基づく転換価額の修正日と一致する場合には、上記(ロ)に基づく転換価額の調整は行わないものとする。但 し、この場合も、上限転換価額及び下限転換価額については、かかる調整を行うものとする。
- (ト)転換価額の修正により転換価額の調整を行うときは、当行は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を通知する。但し、上記(ロ)(v)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(へ)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限転換価額及び下限転換価額の調整についてのみ行う。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使時の払込金額を株式の発行価格で除した株式数である。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本の額は、会社計算規則第40条の定めるところに 従って算定された資本等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、資産の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その 端数を切り上げるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年9月27日~ 平成17年3月9日 (注1)	13, 796	206, 359	1, 012, 113	15, 877, 739	987, 886	3, 438, 702
平成18年9月28日~ 平成19年3月31日 (注2)	19, 667	226, 026	1, 400, 000	17, 277, 739	1, 400, 000	4, 838, 702

- (注) 1 新株予約権の行使による増加であります。発行価額 142円~159円 資本組入額 72円~80円
 - 2 新株予約権の行使による増加であります。発行価格 132円~145円80銭 資本組入額 66円~72円90銭
 - 3 平成19年4月1日から平成19年5月23日までの間に新株予約権が全て行使され、これにより発行済株式総数が14,710千株、資本金850百万円及び資本準備金850百万円が増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数1,000株)									
区分	政府及び 地方公共	◇ 三計4% 月月	(i) +4k 目目 = エ × ヘ × 1 そのf		その他の 外国法人等		券会社 その他の 法人 外国法人等 個人 その他		個人	計	単元未満 株式の状況
	団体	立 () () () () ()		法人	その他	日日			(株)		
株主数(人)	_	50	39	1, 157	49	1	13, 565	14, 861	_		
所有株式数 (単元)	_	45, 473	3, 871	67, 485	15, 082	1	93, 243	225, 155	871, 647		
所有株式数 の割合(%)	_	20. 19	1.72	29. 97	6. 70	0.00	41. 42	100.00	_		

- (注) 1 自己株式 142,843株は「個人その他」に 142単元、「単元未満株式の状況」に 843株含まれております。なお、自己株式 142,843株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は 140,843株であります。
 - 2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、29単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数
			の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8, 188	3. 62
福島保証サービス株式会社	福島県福島市万世町2番5号	5, 062	2. 23
バンク オブ ニューヨーク ジー シーエム クライアント アカウン ツ イー エル アールジー	VICTORIA PLAZA, 111 BUC KINGHAM PALACE ROAD L ONDON SW1W OSB U, K,	5, 000	2. 21
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3, 941	1.74
株式会社アラジン	福島県郡山市柏山町2番地	3, 229	1. 42
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3, 219	1.42
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3, 135	1. 38
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	2, 639	1. 16
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2, 592	1.14
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	2, 327	1.02
計	_	39, 333	17. 40

- (注) 1 福島保証サービス株式会社が所有している上記株式については、会社法第308条第1項の規定により議決権が制限されております。
 - 2 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 10,780千株 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,219千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

			一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 140,000	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 225,015,000	225, 015	_
単元未満株式	普通株式 871,647	_	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	226, 026, 647	_	_
総株主の議決権	_	225, 015	_

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は全て当行保有の自己株式であります。
 - 2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、29,000株(議決権29個)含 まれております。
 - 3 「単元未満株式」の株式数の欄には当行所有の自己株式843株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町 2番5号	140,000		140,000	0.06
計	_	140,000	_	140, 000	0.06

- (注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が2,000 株(議決権2個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。
- (8) 【ストックオプション制度の内容】 該当事項なし。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第221条第6項及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項なし。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項なし。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

旧商法第221条第6項による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)	
当事業年度における取得自己株式	843	188	
当期間における取得自己株式			

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)	
当事業年度における取得自己株式	22, 736	3, 785	
当期間における取得自己株式	2, 087	287	

- (注) 当期間における取得自己株式には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	_	_	_	_
消却の処分を行った取得自己株式	_	_	_	_
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	_	_	_	_
その他(市場で売却)	2, 976	486	_	_
保有自己株式数	140, 843	_	142, 930	_

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成19年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分については、フローの利益とストックの内部留保に応じて、弾力的に株主に配分することを基本方針としております。ただ、当行は利益剰余金がまだ低水準であることから、当面は内部留保を優先せざるを得ないと考えております。

以上の状況を勘案して当期の配当につきましては、引き続き1株につき年間1円50銭の普通配当を実施することといたしました。

なお当行は、株主総会の決議による期末配当及び取締役会の決議による中間配当を行うことができる旨 を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)
平成19年6月22日 定時株主総会決議	338	1. 50

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第137期	第138期	第139期	第140期	第141期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	180	174	230	286	242
最低(円)	99	102	157	153	137

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	154	151	156	155	158	151
最低(円)	145	137	142	142	150	140

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名		氏	名		生年月日		略歷	任期	所有株式数 (千株)
							昭和40年4月 昭和62年5月	日本銀行入行 秋田支店長		(1)
							平成元年5月	検査役		
取締役社長							平成3年5月 平成4年11月	福岡支店長 日本銀行退職		
/ 大量工品之中	_	紺	野	邦	武	昭和18年3月12日	平成4年11月	大阪銀行協会 専務理事	(注) 1	97
代表取締役							平成13年3月	同協会退職		
							平成13年4月	当行顧問		
							平成13年6月	取締役副社長(代表取締役)		
							平成14年6月	取締役社長(代表取締役)(現職)		
							昭和42年4月	当行入行		
							平成2年8月	白河西支店長		
							平成5年7月	郡山北支店長		
							平成7年7月 平成8年7月	猪苗代支店長 東京支店長兼東京事務所長		
							平成10年7月	水戸支店長		
専務取締役							平成12年3月	平支店長		
寸7万4人州11人	_	鎌	田	秀	美	昭和23年8月8日	平成13年10月	法人営業部長	(注) 1	37
代表取締役							平成14年5月	営業本部長		
							平成14年6月	常務取締役(代表取締役)営業本部		
							平成15年6月	長委嘱 専務取締役(代表取締役)企画本部		
							平成18年3月	長委嘱 専務取締役(代表取締役)企画本部 長委嘱を解く(現職)		
							昭和53年4月	当行入行		
							平成9年7月	融資部審査役		
							平成12年7月	総合企画部課長		
							平成13年10月	経営企画部課長		
常務取締役							平成14年5月	経営企画部長		
/ 大量工品之中	_	菅	野	則	夫	昭和30年4月25日	平成15年6月	取締役経営企画部長委嘱	(注) 1	32
代表取締役							平成16年4月	取締役管理本部長委嘱		
							平成17年6月	常務取締役(代表取締役)管理本部		
							平成18年3月	長委嘱常務取締役(代表取締役)管理本部		
								長委嘱を解く(現職)		
							昭和46年4月 平成7年7月	当行入行門田支店長		
							平成1年7月	門田文店女 須賀川支店長		
							平成10年7月	本店営業部副部長		
							平成13年6月	川俣支店長		
当 安臣·公尔	₩7.1.+++ F	±.	hen		D77	III €-07/⊏ 0 □ 10 □	平成14年9月	白河支店長	(2)- \ =	0.1
常務取締役	郡山支店長	和	和		昭	昭和27年8月13日	平成16年4月	平支店長	(注)1	21
							平成17年5月	営業本部付		
							平成17年6月	取締役営業本部長委嘱		
							平成18年3月	取締役営業本部長委嘱を解く 取締役郡山支店長委嘱		
							平成18年6月 平成19年6月	常務取締役郡山支店長委嘱(現職)		
							昭和51年4月	当行入行		
							平成5年2月	当17人日 管理部主任調査役		
							平成10年1月	管理部課長		
							平成11年3月	融資部副部長		
							平成12年6月	融資部部付部長		
							平成12年7月	融資部専任部長	l	
常勤監査役	_	佐	藤	理	幸	昭和26年10月9日	平成13年6月	事務部長	(注) 2	19
							平成14年5月	管理本部長		
							平成14年6月	常務取締役(代表取締役)管理本部長委嘱		
							平成16年4月	灰安鳴		
							平成16年6月	監査役(現職)	1	
(注) 1			_		ь.	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>

⁽注) 1 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2 監査役の任期は、平成16年3月期に係る定時株主総会の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)					
監査役	_	安斎利昭	昭和15年4月6日	昭和44年4月 昭和60年3月 昭和60年4月 昭和61年4月 昭和61年5月	弁護士登録 福島県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 福島地方簡易裁判所調停委員 東北弁護士連合会副会長	(注) 2	29					
			平成7						平成3年7月 平成7年10月 平成15年6月	福島県人事委員会委員 福島家庭裁判所長調停委員 監査役(現職)		
監査役	-	三部久夫	昭和6年10月30日生	昭和39年3月昭和40年4月昭和40年7月昭和45年4月昭和45年4月平成15年10月平成16年6月	税理士登録 公認会計士登録 公認会計士三部久夫事務所長 株式会社三部会計事務所 代表取締役 税理士法人三部会計事務所 代表社員 監査役(現職)	(注) 3	15					
	計											

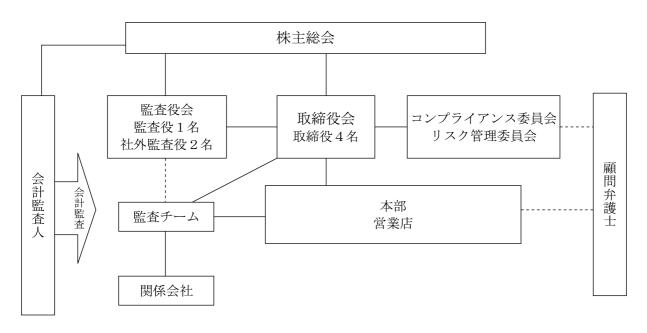
- (注) 1 監査役安斎利昭及び三部久夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2 監査役安斎利昭の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会の時から平成23年3月期に係る定時株主総会 終結の時までであります
 - 3 監査役三部久夫の任期は、平成16年3月期に係る定時株主総会の時から平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります
 - 4 当行では、業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、常務執行役員本店営業部長 吉田利明であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

銀行は、経済活動における決済システム機能を有しており、地域経済発展のインフラ的要素を兼ね備えていることから、一般企業以上に高度なコンプライアンス体制(法令遵守等)・リスク管理体制への取り組みが要求されていると考えております。

(2) コーポレート・ガバナンス体制



- (3) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況
 - ① 取締役会の活性化

当行の取締役会は、平成19年3月末現在、取締役4名と監査役3名で構成され、月1回の定例取締

役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、当行は監査役会設置会社となっており、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(社外監査役)の 3名で構成されている監査役会を開催しております。監査役は全員が取締役会に毎回出席して適切な 提言・助言を行い、各取締役の業務執行状況を監査しております。

さらに、四半期毎に開催している全営業店長会議には、取締役、幹部社員のほか、社外監査役を含む監査役が毎回出席し、経営方針の徹底及び浸透を図っております。そのほか、情報と問題意識の共有化、意思決定の迅速化を目的に、原則として毎営業日に本部取締役3名で構成された役員連絡会(役員間の情報交換の場)を開催しております。

② 内部監査と監査役監査の状況

監査チームは、平成19年3月末現在、8名で構成され、監査対象先を営業店監査及び本部監査に分けて、被監査部門からの独立性を完全に確保した上で業務監査にあたっております。

監査役との連携状況につきましては、それぞれの監査結果について定期的(毎月)に意見交換を行い、情報の共有化を図りながら内部統制の実態と問題点の把握に努めております。

③ 監査役と会計監査人の状況

監査役と会計監査人は、定期的(平成18年度は4回)に会合を持つほか適時に会合を持つなど、緊密な連携を保ちながら積極的に意見及び情報交換を行い、効率的な監査を行っております。

(4) 内部統制システムの整備状況

当行は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの整備とコンプライアンス意識の全店への徹底を更に進め、企業理念に基づく企業行動の推進を図っております。

なお、「内部統制システムの基本方針」の概要は以下のとおりとなっております。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は取締役が法令、定款及び当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定め、対外的に公表する。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための牽制機能として、少なくとも2名以上の当行と利害関係を有しない社外取締役もしくは社外監査役を置く。
 - ③ 法令及び定款の遵守を確保するための組織として、社長を含む全取締役、常勤監査役及び関連部署の責任者で構成するコンプライアンス委員会を設置する。社外取締役もしくは社外監査役はいつでもコンプライアンス委員会に出席して意見を述べることができるものとする。
 - ④ 取締役を含め全行的な法令及び定款の遵守に関する企画立案、教育指導などを担当するコンプライアンス総括部署を設置する。コンプライアンス総括部署はコンプライアンス委員会の事務局を担当する。
 - ⑤ 法令及び定款の遵守に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で決める基本方針に沿って コンプライアンス総括部署が立案し、コンプライアンス委員会が決定する。
 - ⑥ 法令及び定款の遵守について、取締役は監査役及び外部の監査法人と常に情報と問題意識の共 有、意見の交換に努める。
 - ⑦ 取締役の法令及び定款の遵守について、市場や世間のチェック機能が働くよう取締役は常に経営 の透明性を高めるよう努力する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、当該規程に基づき次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存する。
 - イ. 株主総会議事録
 - 口. 取締役会議事録
 - ハ. コンプライアンス委員会など取締役会で定めた意思決定機関の開催記録
 - 二. 稟議書及び取締役を最終決裁権者とする各種申請書
 - ホ. 取締役が当事者となる契約書
 - へ. 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
 - ト. 法令に基づき金融庁、財務局、税務署その他官公庁に提出した書類の写。

- チ. 日本銀行、全国銀行協会、第二地方銀行協会、証券取引所に提出した書類の写
- リ. その他文書管理規定に定める文書
- ② 前項各号に定める文書の保存期間は、文書管理規程の定めによる。
- ③ 保存場所については文書管理規程に定めるところによるが、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2銀行営業日以内に本店において閲覧が可能である方法で保管する。
- ④ 第1項の文書管理規程の制定改廃には、取締役会の承認を要する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
 - ② リスク管理を行う組織として、社長を含む全取締役、常勤監査役及び関連部署の責任者で構成するリスク管理委員会を設置する。社外取締役もしくは社外監査役はいつでもリスク管理委員会に出席し、意見を述べることが出来るものとする。
 - ③ 本部の各部署及び各営業店はそれぞれが担当する業務に伴うリスクの管理を担当する。同時に、 当行全体としてのリスクの横断的な管理、リスク管理の企画立案、行内各部署への指導などを担 当する総括部署を別途設置する。リスク管理総括部署はリスク管理委員会の事務局を担当する。
 - ④ リスク管理に関する規程を整備する。この規程は、取締役会で決める基本方針に沿って、リスク管理総括部署が立案し、リスク管理委員会が決定する。
 - ⑤ 監査役は、本部及び営業店のリスク管理の実態に関する監査結果を監査役会及び取締役会に報告する。
 - ⑥ 本部及び営業店のリスク管理の実態を把握するため、内部監査担当部署を設置する。内部監査の 基本方針は取締役会で定める。内部監査部署は監査結果を監査委員会に報告する。
 - ⑦ 内部監査部署が行う監査については、役員を含め何人も口出しできないものとし、その独立性を 完全に確保する。本部各部署及び営業店は監査結果を活用しリスク管理の向上に努める。
 - ⑧ 外部の監査法人が行う本部及び営業店のリスク管理に関する調査については全面的に協力するものとする。
 - ⑨ 有事の際の対応方針について、日頃からその整備に努める。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、細部の方針の策定や個別業務の決定については取締役会が意思決定機関として設置した各種委員会及び各業務の担当取締役の判断に極力委ねる。
 - ② 取締役は職務の執行権限を可能な限り各部署及び各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務 に専念出来るよう努める。
 - ③ 取締役とは別に、業務の執行を専担する執行役員を導入する。執行役員は取締役会が任命する。 執行役員は必要に応じ取締役会に出席する。
 - ④ 取締役及び執行役員は業務上必要最小限の人数に抑制する。
 - ⑤ 取締役及び執行役員の任期は1年とする。
 - ⑥ 取締役間で情報と問題意識の共有を図るとともに、互いに知恵を出し合うため、取締役会とは別に取締役同士が日常的に相談できる場を用意する。
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われているかどうか外部からも確認できるよう、経営計画や経 営目標の対外開示など経営の透明性を高める。
- 5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は使用人の職務の執行が法令、定款及び当行の経営理念を遵守した行動を取るための行動規範を定め、対外的に公表する。行動規範の徹底を期すため、本部各部署及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
 - ② コンプライアンス委員会はコンプライアンス基本方針に沿ったマニュアルを作成し、全役員・使用人に配布するほか、毎年コンプライアンス・プログラムを策定する。その徹底を期すため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。

- ③ 本部各部署及び各営業店は毎月コンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス総括部署は定期的にチェックリストにより全使用人の理解の確認などコンプライアンスの実態・実情のモニタリングを行う。
- ④ 監査役は、本部及び営業店のコンプライアンスの実態を監査し、監査役会及び取締役会に報告する。内部監査部署は監査結果を監査委員会に報告する。
- ⑤ 営業店の業績表彰に当たり、コンプライアンスに大きな問題があると認められた営業店は、表彰 対象から外す扱いとする。
- ⑥ コンプライアンス担当部署にコンプライアンスに関する報告や相談を電話、電子メール等で気軽 に行える内部通報の仕組を設ける。
- ⑦ コンプライアンス上重大な違反をした使用人に対しては、コンプライアンス委員会が懲罰処分を 行う。
- 6 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当行に子会社の管理を担当する責任部署を設ける。
 - ② 子会社には当行から取締役又は監査役を派遣する。
 - ③ 子会社は、当行の内部監査の対象とする。
 - ④ グループ内の役職員が当行のコンプライアンス担当部署に直接通報できる仕組みを設ける。
- 7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査役は内部監査担当部署の使用人に監査業務の補助を行うよう依頼することができる。この場 合、内部監査担当取締役は原則としてこれに応じるものとする。
- 8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記の使用人が行う監査業務の補助については、取締役を含め何人も口出し出来ないものとする。また、上記の補助者をコンプライアンス上の重大な違反で、懲戒処分とするに際しては、監査役が出席したコンプライアンス委員会の承認を得なければならないものとする。

- 9 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 監査役会は、取締役又は使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役会と協議のうえ定める。取 締役又は使用人はこれを遵守するものとする。
- 10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役会は必要に応じ代表取締役社長、監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。
 - ② 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議する。
 - ③ 監査役は取締役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- (5) リスク管理体制の整備状況

リスク管理については、上記「内部統制システムの基本方針」における「3 損失の危険の管理 に関する規定その他の体制」に記載のとおり、取締役会で定めた基本方針の下で、具体的、実践的 な議論はリスク管理委員会で行っております。

(6) 社外取締役及び社外監査役との利害関係等

当行では、社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役として弁護士と公認会計士を各1名選任しております。両名とも当行との間に利害関係はありません。

(7) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間における取り組み実施状況

平成18年度には取締役会16回、監査役会13回をそれぞれ開催しております。

また、集中日を避けた株主総会の開催、年2回の県内各地での決算説明会、日本証券アナリスト協会 主催会社説明会への参加、役員報酬の総額開示などを通じ、積極的で判り易いIRに努めるとともに、 これをコーポレート・ガバナンスの一助としております。

(8)役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 73百万円(取締役は全て社内取締役であります)

監査役の年間報酬総額 16百万円(うち社外監査役 4百万円)

なお、年間報酬総額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額(取締役24百万円、監査役3百万円(うち社外監査役1百万円))が含まれております。

(9) 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務(監査証明業務)に基づく報酬 36百万円 上記以外の業務に基づく報酬は、財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務等の報酬7百万円 であります。

(10) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

橋本 俊光 (監査法人トーマツ)

日下 靖規 (監査法人トーマツ)

岩瀬 高志 (監査法人トーマツ)

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

会計士補等 5名

その他 3名

(11) 取締役の定数及び選解任の決議要件

当行では、取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(12) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

自己株式の取得

当行は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

第5 【経理の状況】

1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益 及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び銀行 法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正後の財務諸 表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)及び当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、連結株主資本等変動計算書及び株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度及び前事業年度との対比は行っておりません。
- 4 前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に 基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
現金預け金	※ 9	34, 497	5. 48	35, 199	5. 59
商品有価証券		35	0.01	42	0.01
金銭の信託		1, 908	0.30	1, 903	0.30
有価証券	%1, 9, 17 %2, 3,	100, 374	15. 95	103, 656	16. 48
貸出金	4, 5, 6, 7, 8, 10	466, 074	74. 08	462, 345	73. 48
外国為替		28	0.00	16	0.00
その他資産	※ 9	9, 165	1.46	9, 571	1. 52
動産不動産	※ 9, 11 12, 13	19, 267	3.06	_	_
有形固定資産	※ 11, 12, 13	_	_	17, 591	2.80
建物		_		6, 230	
土地		_		6, 812	
その他の有形固定資産		_		4, 548	
無形固定資産		_	_	925	0. 15
ソフトウェア		_		406	
その他の無形固定資産		_		519	
繰延税金資産		5, 945	0. 95	6, 139	0. 98
支払承諾見返		3, 620	0. 58	2, 164	0.34
貸倒引当金	% 8	△11,773	△1.87	△ 10, 364	△1.65
資産の部合計		629, 145	100.00	629, 191	100.00
]				

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
預金	※ 9	586, 218	93. 18	580, 571	92. 27
借用金	※ 9, 14	2, 493	0.40	1, 858	0.30
外国為替		0	0.00	0	0.00
社債	※ 15	4, 500	0.71	4, 500	0.72
新株予約権付社債	※ 16	_	_	1,700	0. 27
その他負債		4, 438	0.70	6, 173	0.98
賞与引当金		_	_	135	0.02
退職給付引当金		2, 108	0. 33	2, 259	0.36
役員退職慰労引当金		_	_	135	0.02
再評価に係る繰延税金負債	※ 11	1, 131	0. 18	1, 099	0. 17
支払承諾		3, 620	0. 58	2, 164	0.34
負債の部合計		604, 511	96. 08	600, 597	95. 45
(少数株主持分)					
少数株主持分		983	0. 16	_	_
(資本の部)					
資本金		15, 877	2. 52	_	_
資本剰余金		3, 458	0. 55	_	_
利益剰余金		3, 415	0. 54	_	_
土地再評価差額金	※ 11	650	0. 10	_	_
その他有価証券評価差額金		402	0.07	_	_
自己株式	※ 18	△155	△0.02	_	_
資本の部合計		23, 649	3. 76	_	-
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		629, 145	100.00	_	

		前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		_	_	17, 277	2. 75
資本剰余金		_	_	4, 849	0.77
利益剰余金		_	_	4, 659	0.74
自己株式		_	_	△99	△0.02
株主資本合計		_	_	26, 687	4. 24
その他有価証券評価差額金		_	_	108	0.02
土地再評価差額金	※ 11	_	_	618	0. 10
評価・換算差額等合計		_	_	727	0. 12
少数株主持分		_	_	1, 178	0. 19
純資産の部合計		_		28, 593	4. 55
負債及び純資産の部合計		_		629, 191	100.00

② 【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	l I)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		21, 400	100.00	20, 102	100.00
資金運用収益		13, 505		13, 494	
貸出金利息		12, 442		12, 116	
有価証券利息配当金		1, 057		1, 325	
コールローン利息及び 買入手形利息		4		50	
預け金利息		0		1	
その他の受入利息		0		1	
役務取引等収益		2, 461		2, 392	
その他業務収益		288		41	
その他経常収益		5, 145		4, 174	
経常費用		20, 096	93. 91	18, 290	90. 99
資金調達費用		715		1,079	
預金利息		483		861	
譲渡性預金利息		0		_	
借用金利息		80		66	
社債利息		147		147	
その他の支払利息		3		3	
役務取引等費用		988		972	
その他業務費用		52		36	
営業経費		8, 164		8, 136	
その他経常費用		10, 175		8, 065	
貸倒引当金繰入額		960		889	
その他の経常費用	※ 1	9, 214		7, 176	
経常利益		1, 303	6.09	1,811	9.01
特別利益		456	2. 13	355	1.77
動産不動産処分益		0		_	
固定資産処分益		_		0	
償却債権取立益		442		355	
その他の特別利益		12		_	
特別損失		817	3.82	309	1.54
動産不動産処分損		101		_	
固定資産処分損		_		60	
減損損失	※ 2	715		148	
その他の特別損失	※ 3			100	
税金等調整前当期純利益		943	4.40	1, 858	9. 24
法人税、住民税及び事業税		181	0.84	115	0. 57
法人税等調整額		△338	△1.58	△23	△0.12
少数株主利益		38	0. 18	256	1. 28
当期純利益		1, 062	4. 96	1, 509	7. 51

③ 【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

(連結剰余金計算書)

区分	注記	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 金額(百万円)
·	番号	EBX(1177)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高		3, 439
資本剰余金増加高		19
自己株式処分差益		19
資本剰余金期末残高		3, 458
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		2, 214
利益剰余金増加高		1, 495
当期純利益		1, 062
土地再評価差額金取崩額		433
利益剰余金減少高		295
配当金		295
利益剰余金期末残高		3, 415

(連結株主資本等変動計算書)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15, 877	3, 458	3, 415	△155	22, 596
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1, 400	1, 400			2,800
剰余金の配当(注)			△297		△297
当期純利益			1, 509		1, 509
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			32		32
少数株主持分比率の変動		△8		59	50
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1, 400	1, 391	1, 244	55	4, 091
平成19年3月31日残高(百万円)	17, 277	4, 849	4, 659	△99	26, 687

		評価・換算差額等			
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	少数株主 持分	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	402	650	1,053	983	24, 633
連結会計年度中の変動額					
新株の発行			_		2, 800
剰余金の配当(注)			_		△297
当期純利益			_		1, 509
自己株式の取得			_		△3
自己株式の処分			_		0
土地再評価差額金の取崩		△32	△32		_
少数株主持分比率の変動			_	115	165
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△294		△294	79	△215
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△294	△32	△326	194	3, 959
平成19年3月31日残高(百万円)	108	618	727	1, 178	28, 593

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	1	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
	>>, ⇒⇒	至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		943	1, 858
減価償却費		2, 363	2, 371
減損損失		715	148
持分法による投資損益(△)		△11	$\triangle 14$
貸倒引当金の増減(△)額		960	889
賞与引当金の増減(△)額		_	135
退職給付引当金の増減(△)額		93	151
役員退職慰労引当金の増減(△)額		<u> </u>	135
資金運用収益		△13, 505	△13, 494
資金調達費用		715	1, 079
有価証券関係損益(△)		△1, 805	△683
金銭の信託の運用損益(△)		△263	$\triangle 3$
動産不動産処分損益(△)		101	_
固定資産処分損益(△)		_	59
貸出金の純増(△)減		△1, 789	1, 569
預金の純増減(△)		20, 592	$\triangle 5,647$
譲渡性預金の純増減(△)		$\triangle 2,000$	_
借用金(劣後特約付借入金を除く)の 純増減(△)		△868	△135
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		816	648
外国為替(資産)の純増(△)減		48	12
外国為替(負債)の純増減(△)		△3	$\triangle 0$
資金運用による収入		13, 032	13, 467
資金調達による支出		△1, 225	△694
その他		△909	673
小計		18, 001	2, 525
法人税等の支払額		△202	△69
営業活動によるキャッシュ・フロー		17, 799	2, 456
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		A CO. FOO	A 0F 049
有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入		$\triangle 68,509$	$\triangle 25, 243$ 7, 757
有価証券の償還による収入		11, 179 26, 794	· ·
新産不動産の取得による支出 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		$\triangle 1, 238$	14, 155
有形固定資産の取得による支出		△1, 238	$\triangle 1,295$
無形固定資産の取得による支出			$\triangle 1,293$ $\triangle 307$
動産不動産の売却による収入		102	
有形固定資産の売却による収入		-	130
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	△31, 671	△4, 802
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー			,
劣後特約付借入による収入		_	500
劣後特約付借入の返済による支出		_	△1,000
新株予約権付社債の発行による収入		_	4, 500
配当金支払額		△295	△297
少数株主への配当金支払額		$\triangle 3$	$\triangle 3$
自己株式の取得による支出		△36	$\triangle 3$
自己株式の売却による収入		323	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11	3, 696
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減(△)額		△13, 882	1, 350
VI 現金及び現金同等物の期首残高		46, 441	32, 559
VII 現金及び現金同等物の期末残高		32, 559	33, 909
		<u> </u>	

	V. New I. A 31 Fee Fee	Ne New Land
	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日
	至 平成17年4月1日	至 平成19年3月31日) 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社 3社	同左
	子会社は全て連結しております。	
	連結子会社名は、「第1 企業の概	
	況 4関係会社の状況」に記載してい	
	るため省略しております。	
2 持分法の適用に関する事	関連会社は株式会社東北バンキング	同 左
項	システムズ1社であり、持分法を適用	1. 4
	しております。	
3 連結子会社の事業年度等	連結子会社の決算日はいずれも3月	同 左
に関する事項	末日であります。	114 /
4 会計処理基準に関する事	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価
項	方法	方法
	当行の保有する商品有価証券の評	保有する商品有価証券の評価は、
	価は、時価法(売却原価は主として	時価法(売却原価は移動平均法によ
	移動平均法により算定)により行っ	り算定)により行っております。
	ております。) # /L/ICS / II / C40 / S / 8
	連結子会社は商品有価証券を保有	
	しておりません。	
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
	(イ) 有価証券の評価は、満期保有目	(イ) 有価証券の評価は、満期保有目
	的の債券については移動平均法に	的の債券については移動平均法に
	よる償却原価法(定額法)、その他	よる償却原価法(定額法)、その他
	有価証券のうち時価のあるものに	有価証券のうち時価のあるものに
	ついては連結決算日の市場価格等	ついては連結決算日の市場価格等
	(株式については連結会計年度末	(株式については連結会計年度末
	前1カ月の市場価格の平均に基づ	前1カ月の市場価格の平均に基づ
	いて算定された価額)に基づく時	いて算定された価額)に基づく時
	価法(売却原価は主として移動平	価法(売却原価は移動平均法によ
	均法により算定)、時価のないも	り算定)、時価のないものについ
	のについては移動平均法による原	ては移動平均法による原価法又は
	価法又は償却原価法(定額法)によ	償却原価法(定額法)により行って
	り行っております。	おります。
	なお、その他有価証券の評価差	なお、その他有価証券の評価差
	額については、全部資本直入法に	額については、全部純資産直入法
	より処理しております。	により処理しております。
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単	(口) 同 左
	独運用の金銭の信託において信託	()
	財産として運用されている有価証	
	券の評価は、時価法により行って	
	おります。	
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び	(3) デリバティブ取引の評価基準及び
	評価方法	評価方法
	デリバティブ取引の評価は、特例	同左
	処理を適用している金利スワップ	,
	を除き時価法により行っておりま	
	す。	
	7 0	

前連結会計年度 平成17年4月1日 平成18年3月31日) 至

(4) 減価償却の方法

動産不動産

当行の動産不動産は、定率法 (ただし、平成10年4月1日以後 に取得した建物(建物附属設備を 除く)については、定額法)を採用 しております。なお、主な耐用年 数は次のとおりであります。

建物 3年~50年

動産 3年~15年

連結子会社の動産不動産につい ては、資産の見積耐用年数に基づ き、主として定率法により償却し ておりますが、株式会社ふくぎん リースにおけるリース資産につい ては、リース期間定額法により償 却しております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについ ては、当行及び連結子会社で定め る利用可能期間(主として5年)に 基づく定額法により償却しており ます。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めて いる償却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。破産、特別 清算等法的に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下「破綻先」と いう。)に係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以下「実質破 綻先」という。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その残額 を計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経営 破綻に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し必要と認め る額を計上しております。上記以外 の債権については、過去の一定期間 における貸倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき計上しておりま す。

当連結会計年度 平成18年4月1日

平成19年3月31日) 至 (4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただ し、平成10年4月1日以後に取得 した建物(建物附属設備を除く。) については、定額法)を採用して おります。なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。

建物 3年~50年

3年~15年 動産

また、リース資産については、 リース期間定額法により償却して おります。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により 償却しておりますが、リース資産 については、リース期間定額法に より償却しております。なお、自 社利用のソフトウェアについて は、利用可能期間(主として5 年)に基づいて償却しておりま

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めて いる償却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。破産、特別 清算等法的に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下「破綻先」と いう。)に係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以下「実質破 綻先」という。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価額から、担 保の処分可能見込額及び保証による 回収可能見込額を控除し、その残額 を計上しております。また、現在は 経営破綻の状況にないが、今後経営 破綻に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権については、 債権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務者の支 払能力を総合的に判断し必要と認め る額を計上しております。上記以外 の債権については、過去の一定期間 における貸倒実績から算出した貸倒 実績率等に基づき計上しておりま す。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査し ており、その査定結果に基づいて上 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,279百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般 債権については過去の貸倒実績率等 を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、 個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額をそれぞれ引き当てており ます。

(6) 賞与引当金の計上基準

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務の見込額に 基づき、必要額を計上しておりま す。また、過去勤務債務及び数理計 算上の差異の費用処理方法は以下の とおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存 勤務期間内の一定の年数(10年 又は6年)による定額法により 損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業 員の平均残存勤務期間内の一定 の年数(10年又は6年)による定 額法により按分した額を、それ ぞれ発生の翌連結会計年度から 損益処理

なお、会計基準変更時差異(1,420 百万円)については、10年による按 分額を費用処理しております。

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

すべての債権は、資産の自己査定 基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査し ており、その査定結果に基づいて上 記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,461百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般 債権については過去の貸倒実績率等 を勘案して必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権については、 個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額をそれぞれ引き当てており ます。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の 支払に備えるため、従業員に対する 賞与の支給見込額のうち、当連結会 計年度に帰属する額を計上しており ます。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職 給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務の見込額に 基づき、必要額を計上しておりま す。また、過去勤務債務及び数理計 算上の差異の費用処理方法は以下の とおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存 勤務期間内の一定の年数(10年 又は5年)による定額法により 損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業 員の平均残存勤務期間内の一定 の年数(10年又は5年)による定 額法により按分した額を、それ ぞれ発生の翌連結会計年度から 損益処理

なお、会計基準変更時差異(1,420 百万円)については、10年による按 分額を費用処理しております。

	治海社公乱左南	业运经公司任库
	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		また、第2退職一時金制度の費用 処理については、平均残存勤務期間 の短縮により当連結会計年度より過 去勤務債務及び数理計算上の差異の 費用処理年数を6年から5年に変更 しております。これにより、「その 他経常費用」が9百万円増加してお
	(8) 役員退職慰労引当金	ります。 (8) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社 内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
	(9) 繰延資産の処理方法 ———	(9) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支 出時に全額費用として処理しており ます。
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結 決算日の為替相場による円換算額を 付しております。 連結子会社に、外貨建資産・負債 はありません。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日 の為替相場による円換算額を付して おります。
	(11) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件 の所有権が借主に移転すると認めら れるもの以外のファイナンス・リー ス取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっておりま	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引については、通 常の賃貸借取引に準じた会計処理に よっております。
	す。 (12) 重要なヘッジ会計の方法 当行は、貸出金及び預金の一部に つき、金利リスクの回避手段として 金利スワップ取引を行っており、金 利スワップの特例処理による会計処 理を行っております。また、ヘッジ の有効性の評価につきましては、特 例処理の要件の判定をもって有効性 の判定に代えております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 貸出金及び預金の一部につき、金 利リスクの回避手段として金利スワ ップ取引を行っており、金利スワッ プの特例処理による会計処理を行っ ております。また、ヘッジの有効性 の評価につきましては、特例処理の 要件の判定をもって有効性の判定に 代えております。
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び 地方消費税の会計処理は、税抜方式 によっておりますが、動産不動産に 係る控除対象外消費税等は当期の費 用に計上しております。	(13) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消 費税等」という。) の会計処理は、 税抜方式によっておりますが、有形 固定資産に係る控除対象外消費税等 は当連結会計年度の費用に計上して おります。
5 連結子会社の資産及び負 債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価に ついては、全面時価評価法を採用して おります。	同 左
6 利益処分項目の取扱い等 に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間 において確定した利益処分に基づいて 作成しております。	
7 連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の	2 変 史
前連結会計年度 (自 平成17年4月1日	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日
至 平成11年4月1日	至 平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準)	
固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損	
に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審	
議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る	
会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用してお	
ります。これにより税金等調整前当期純利益は715百	
万円減少しております。	
なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭	
和57年大蔵省令第10号) に基づき減価償却累計額を直	
接控除により表示しているため、減損損失累計額につ	
きましては、各資産の金額から直接控除しておりま	
す。	
	(役員退職慰労引当金)
	従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理すること
	としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及 び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引
	当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委
	員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機とし
	て、当連結会計年度より会社内規に基づき当連結会計
	年度末要支給額を引当計上する方法に変更しておりま
	す。この変更に伴い、当連結会計年度の発生額35百万
	円は営業経費に、過年度分100百万円は特別損失に計
	上しております。
	この結果、従来の方法によった場合と比較して、経
	常利益は35百万円、税金等調整前当期純利益は135百万円それぞれ減少しております。
	なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に
	記載しております。
	なお、この変更は上記報告をうけて行っていること
	から、当中間連結会計期間は従来の方法によっており
	ます。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法に
	よった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損
	失が110百万円少なく、税金等調整前中間純利益が117
	百万円多く計上されております。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)
	(賃借対照表の純貨産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基
	準 (企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び
	「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等
	の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年
	12月9日)を当連結会計年度から適用しております。
	当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相
	当する金額は27,415百万円であります。
	なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純
	資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施 行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び
	17規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び 銀行法施行規則により作成しております。
	郷111427世117年以してわりまり。

前連結会計年度	当連結会計年度	
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日	
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)	
	(自行保証付私募債の保証に係る支払承諾)	
	有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による	
	社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見	
	返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省	
	令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改	
	正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17	
	日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する	
	連結会計年度から適用されることになったことに伴	
	い、当連結会計年度から相殺しております。	
	これにより、従来の方法によった場合と比較して、	
	支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,580百万円	
	減少しております。	

表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙 様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府
	令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用さ
	れることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以
	下のとおり表示を変更しております。
	(連結貸借対照表関係)
	(1)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」 は、純資産の部に表示しております。
	(2) 「動産不動産」は「有形固定資産」「無形固定資
	産」又は「その他資産」に区分して表示しており
	ます。 これにより、従来「動産不動産」中の「土地建
	物動産」については、「有形固定資産」中の「建
	物」「土地」「その他の有形固定資産」として表
	示しております。 また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち
	権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形」
	固定資産」に、保証金は、「その他資産」として
	表示しております。
	(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェ アは、「無形固定資産」の「ソフトウェア」に表
	示しております。
	(連結損益計算書関係)
	「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」 は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資
	産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、
	「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表
	示しております。 (連結キャッシュ・フロー計算書関係)
	「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表
	の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資
	産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益 (△)」として表示しております。また、「動産不動
	(△)」としく衣小しくねりより。また、「動座不動」産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による」
	支出」等として、「動産不動産の売却による収入」
	は、「有形固定資産の売却による収入」として表示し
	ております。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)

- ※1 有価証券には関連会社の株式49百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,766百万円、延 滞債権額は31,027百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の 遅延が相当期間継続していること、その他の事由 により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込み がないものとして未収利息を計上しなかった貸出 金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利 息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施 行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号の イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定 する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で あって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として利息の支払を猶予した 貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は256百万 円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,458百万 円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再 建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸 出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,507百万 円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権額は貸倒引当 金控除前の金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に 基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額面金額は、4,179 百万円であります。
- ※7 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,425百万円であります。

当連結会計年度 (平成19年3月31日)

- ※1 有価証券には関連会社の株式44百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,071百万円、延 滞債権額は22,966百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の 遅延が相当期間継続していること、その他の事由 により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込み がないものとして未収利息を計上しなかった貸出 金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利 息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施 行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号の イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定 する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で あって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として利息の支払を猶予した 貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は99百万円 であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,421百万 円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再 建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸 出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,558百万 円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権額は貸倒引当 金控除前の金額であります。

- ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に 基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額面金額は、4,462 百万円であります。
- ※7 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、6,366百万円であります。

前連結会計年度 (平成18年3月31日) 当連結会計年度 (平成19年3月31日)

- ※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の期末残高の総額は、21,447百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を、14,196百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額35,643百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- ※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券

1,805百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,024百万円 借用金 826百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,585百万円及び定期預け金262百万円を差し入れております。

なお、動産不動産に保証権利金が487百万円、 その他資産に手形交換所担保保証金等が1百万円 含まれております。

※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,531百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,917百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、17,051百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を、14,229百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額31,280百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券

1,389百万円

担保資産に対応する債務

預金 2,400百万円

借用金 800百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収 独 ぬ 見き 禁笑の取引の担保 トレス・有無証券

納、外国為替等の取引の担保として、有価証券 26,301百万円及び定期預け金214百万円を差し入 れております。

なお、その他資産に保証金敷金200百万円及び 手形交換所担保保証金等3百万円が含まれており ます。

※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,549百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

	前連結会計年度		当連結会計年度
Nº/ 1 1	(平成18年3月31日)	\•/ 1 1	(平成19年3月31日) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公
※ 11	土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公本)	※ 11	
	布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再		布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再
	評価を行い、評価差額については、当該評価差額		評価を行い、評価差額については、当該評価差額
	に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負		に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負
	債」として負債の部に計上し、これを控除した金		債」として負債の部に計上し、これを控除した金
	額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上		額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計
	しております。		上しております。
	再評価を行った年月日 平成10年3月31日		再評価を行った年月日 平成10年3月31日
	同法律第3条第3項に定める再評価の方法		同法律第3条第3項に定める再評価の方法
	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3		土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3
	月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める		月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める
	路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に		路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に
	基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な		基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な
	調整を行って算出しております。		調整を行って算出しております。
	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地		同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地
	の当連結会計年度末における時価の合計額と当該		の当連結会計年度末における時価の合計額と当該
	事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差		事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差
	額		額
	3,447百万円		3,519百万円
※ 12	動産不動産の減価償却累計額	※ 12	有形固定資産の減価償却累計額
	24,057百万円		23,804百万円
※ 13	動産不動産の圧縮記帳額	※ 13	有形固定資産の圧縮記帳額
	3,405百万円		3,398百万円
	(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)		(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※ 14	借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位	※ 14	借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位
	である旨の特約が付された劣後特約付借入金		である旨の特約が付された劣後特約付借入金
	1,000百万円が含まれております。		500百万円が含まれております。
※ 15	社債は、劣後特約付社債4,500百万円でありま	※ 15	社債は、劣後特約付社債4,500百万円でありま
	す。		す。
※ 16		※ 16	新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債1,700
			百万円であります。
※ 17		※ 17	有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券
			取引法第2条第3項)による社債に対する保証債
			務の額は1,580百万円であります。
※ 18	連結会社が保有する当行の株式の数	※ 18	
1 /•\10	YEAR DE DE A SELECT OF A STANDARD SAN	/•\10	

1,141千株

普通株式

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- ※1 その他の経常費用には、貸出金償却5,372百万円 債権売却損928百万円及び株式等償却5百万円を 含んでおります。
- ※2 当行は、減損損失の算定に当たり、管理会計上の 最小単位である営業店単位でグルーピングを行っ ております。また、本部資産、社員寮等、他の資 産又は資産グループの将来キャッシュフローの生 成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産につ いてはそれぞれ単独の資産グループとしておりま す。その結果、地価の下落等により減損損失を認 識すべきと判定された以下の資産グループ11ヶ所 については、帳簿価額を回収可能額まで減額して おります。

地域	福島県内	その他
主な用途	遊休資産	遊休資産
	10ヶ所	1ヶ所
種類	土地	土地
減損損失	316百万円	399百万円

なお、当連結会計期間において、減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

***** 3

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- ※1 その他の経常費用には、貸出金償却2,363百万円 債権売却損2,103百万円を含んでおります。
- ※2 減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ10ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

地域	福島県内	福島県内
主な用途	事業用資産	遊休資産
	1ヶ所	9ヶ所
種類	土地・建物	その他の 有形固定資産
減損損失	140百万円	7百万円

減損損失の内訳は、建物50百万円、土地90百万円、その他の有形固定資産7百万円であります。

なお、当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

※3 その他の特別損失は、過年度役員退職慰労引当金 繰入額であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- I 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
 - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	206, 359	19, 667	_	226, 026	(注) 1
自己株式					
普通株式	1, 141	23	451	713	(注) 2

- (注) 1 普通株式の発行済株式総数の増加 19,667千株は、新株予約権の行使による増加であります。
 - 2 普通株式の自己株式の増加 23千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少451千株 は、単元株とするための買増し請求に基づく売却による減少 2千株及び少数株主持分比率の変動による減少 448千株であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	309	1. 50	平成18年3月31日	平成18年6月26日

⁽注)連結子会社への配当が12百万円含まれております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となる もの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	338	その他 利益剰余金	1.50	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度		当連結会計年度		
(自 平成17年4月1日		(自 平成18年4月1日		
至 平成18年3月31日)		至 平成19年3月31日)		
1. 現金及び現金同等物の期末残る	寄と連結貸借対照表	1. 現金及び現金同等物の期末残	高と連結貸借対照表	
に掲記されている科目の金額との	関係	に掲記されている科目の金額との	関係	
	(単位:百万円)		(単位:百万円)	
平成18年3月31日現在		平成19年3月31日現在		
現金預け金勘定	34, 497	現金預け金勘定	35, 199	
定期預け金	$\triangle 282$	定期預け金	$\triangle 214$	
普通預け金	$\triangle 1,303$	普通預け金	△784	
その他の預け金	$\triangle 352$	その他の預け金	$\triangle 291$	
現金及び現金同等物	32, 559	現金及び現金同等物	33, 909	
 2. 重要な非資金取引の内容		2. 重要な非資金取引の内容		
		新株予約権の行使による資本増加額		
			1,400百万円	
		新株予約権の行使による資本準備金増加額		
			1,400百万円	
		新株予約権の行使による新株予約権付社債の減少額		
			2,800百万円	

合計

す。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 平成18年3月31日) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (1) 貸主側 (1) 貸主側 ① 動産・不動産に含まれているリース物件の取得価 額、減価償却累計額及び年度末残高 残高 取得価額 動産 10,519百万円 合計 10,519百万円 減価償却累計額 減征 動産 5,817百万円 動産 合計 5,817百万円 年度末残高 年度末残高 動産 4,701百万円 合計 4,701百万円 ② 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,752百万円 1年超 3,716百万円 合計 5,468百万円 ③ 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 2,156百万円 減価償却費 1,796百万円 受取利息相当額 339百万円 ④ 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物 件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結 会計年度への配分方法については、利息法によってお ります。 ります。 (2)借主側 (2)借主側 未経過リース料連結会計期間末残高相当額 1年内 97百万円 1年超

(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経

なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三

者にリースしているのでほぼ同額の残高が上記の貸主

側の未経過リース料期末残高相当額に含まれておりま

過リース料期末残高相当額であります。

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引
- ① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末

取得価額

動産	8,659百万円
その他	673百万円
合計	9,332百万円
西償却累計額	
新产	4 709万万田

4,792百万円 その他 417百万円 合計 5,210百万円

3,867百万円 動産 その他 255百万円 合計 4,122百万円

② 未経過リース料年度末残高相当額

1年内 1,531百万円 1年超 3,216百万円 4,747百万円 合計

③ 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 1,924百万円 減価償却費 1,611百万円 受取利息相当額 289百万円

④ 利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物 件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各連結 会計年度への配分方法については、利息法によってお

101百万円

199百万円

未経過リース料連結会計期間末残高相当額

1年内 75百万円 1年超 94百万円 合計 169百万円

(注) 上記はすべて転貸リース取引に係る借主側の未経 過リース料期末残高相当額であります。

なお当該転貸リース取引はおおむね同一の条件で第三 者にリースしているのでほぼ同額の残高が上記の貸主 側の未経過リース料期末残高相当額に含まれておりま す。

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日	
至 平成18年3月31日)		至 平成19年3月31日)	
2 オペレーティング・リース取引		2 オペレーティング・リー	・ス取引
(1) 貸主側		(1) 貸主側	
未経過リース料		未経過リース料	
1年内	9百万円	1年内	14百万円
1年超	2百万円	1年超	12百万円
合計	12百万円	合計	26百万円
(2) 借主側		(2) 借主側	·
未経過リース料		未経過リース料	
1年内	2百万円	1年内	2百万円
1年超	1百万円	1年超	3百万円
合計	3百万円	合計	6百万円
(注) 上記はすべて転貸リース	取引に係る借主側の未経	(注) 上記はすべて転貸リー	・ス取引に係る借主側の未経
過リース料であります。		過リース料であります。	
なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件		なお、当該転貸リース取引はおおむね同一の条件	
で第三者にリースしているのでほぼ同額の残高が		で第三者にリースしているのでほぼ同額の残高が	
上記の貸主側の未経過リース料に含まれておりま		上記の貸主側の未経過リース料に含まれておりま	
す。		す。	

(有価証券関係)

(注) 連結貸借対照表の「商品有価証券」と「有価証券」が記載されております。

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	35	$\triangle 0$

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
 - 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	997	981	△16	_	16
その他	4, 485	4, 360	△124	35	159
外国証券	4, 485	4, 360	△124	35	159
合計	5, 482	5, 341	△140	35	175

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
 - 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	10, 120	12, 214	2, 093	2, 307	213
債券	71, 067	69, 543	△1, 523	18	1,541
国債	57, 402	55, 987	△1,415	1	1, 416
地方債	1, 634	1, 640	6	14	8
社債	12, 030	11, 915	△115	1	117
その他	11, 162	11, 264	101	220	118
外国証券	5, 840	5, 798	△41	57	98
投資信託	5, 322	5, 465	142	163	20
合計	92, 350	93, 022	671	2, 545	1,874

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額はありません。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合には 全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。 4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	11, 323	1, 863	34

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1, 100
その他有価証券	
非上場株式	532
投資事業組合出資金	188

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現 在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	5, 362	46, 837	6, 878	12, 562
国債	_	38, 684	4, 741	12, 562
地方債	444	1, 976	217	_
社債	4, 918	6, 177	1, 918	_
その他	_	1, 979	2, 422	5, 882
外国証券	_	1, 979	2, 422	5, 882
合計	5, 362	48, 816	9, 300	18, 444

Ⅱ 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	42	0

⁽注) 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	997	988	△9		9
その他	5, 986	5, 986	△0	86	86
外国証券	5, 986	5, 986	△0	86	86
合計	6, 984	6, 975	△9	86	95

⁽注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

^{2 「}うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	10, 400	10, 525	124	922	798
債券	69, 903	68, 850	△1, 052	15	1, 068
国債	60, 159	59, 147	△1,011	4	1, 015
地方債	1, 781	1, 786	4	7	3
社債	7, 962	7, 916	△45	4	50
その他	13, 847	14, 942	1, 095	1, 176	81
外国証券	8, 337	8, 386	48	111	62
投資信託	5, 510	6, 556	1, 046	1, 064	18
合計	94, 151	94, 318	166	2, 115	1, 948

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当連結会計年度における減損処理額は株式について64百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	3, 536	774	21

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1, 670
その他有価証券	
非上場株式	426
投資事業組合出資金	212

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現 在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	36, 379	15, 879	6, 583	12, 675
国債	32, 940	8, 930	4, 601	12, 675
地方債	369	2, 192	221	_
社債	3, 069	4, 756	1,760	_
その他	_	5, 474	2, 462	6, 435
外国証券	_	5, 474	2, 462	6, 435
合計	36, 379	21, 354	9, 046	19, 110

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
運用目的の金銭の信託	1, 908	70	

II 当連結会計年度

運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1, 903	1

(その他有価証券評価差額金)

- I 前連結会計年度
 - ○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在) 連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	671
その他有価証券	671
(△)繰延税金負債	268
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	402
(△)少数株主持分相当額	_
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	402

Ⅱ 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在) 連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	166
その他有価証券	166
(△)繰延税金負債	66
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	100
(△)少数株主持分相当額	△8
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	108

(デリバティブ取引関係)

- I 前連結会計年度
 - 1 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容、取引の目的

当行は、資産・負債に係る将来の金利・為替の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引、店頭オプション取引等及び固定金利の貸出金・預金の一部につき金利スワップ取引を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、相場変動リスク回避の目的にのみデリバティブ取引を利用し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引に係るリスクの内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利・為替等の相場の変動による市場リスクを有しております。

なお、為替予約取引は信用度の高い国内金融機関を相手方とし、リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行のデリバティブ取引は、国際業務室において運用方針、運用枠等を定め、厳正に運用・管理を行っており、定期的に担当役員及び取締役会へ報告しております。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引は行っておりません。

- 2 取引の時価等に関する事項
 - (1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在) 特例処理を適用している金利スワップを除き、該当ありません。
 - (2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	為替予約				
店頭	売建	117	_	_	_
	買建	58	_	_	_
	合計	_		_	_

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引 (平成18年 3月31日現在) 該当ありません。

Ⅱ 当連結会計年度

- 1 取引の状況に関する事項
 - (1) 取引の内容、取引の目的

当行は、資産・負債に係る将来の金利・為替の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引及び固定金利の貸出金・預金の一部につき金利スワップ取引を行っております。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、相場変動リスク回避の目的にのみデリバティブ取引を利用し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(3) 取引に係るリスクの内容

当行が行っているデリバティブ取引は、金利・為替等の相場の変動による市場リスクを有しております。

なお、為替予約取引は信用度の高い国内金融機関を相手方とし、リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスク管理体制

当行のデリバティブ取引は、国際業務室において運用方針、運用枠等を定め、厳正に運用・管理を行っており、定期的に担当役員及び取締役会へ報告しております。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引は行っておりません。

- 2 取引の時価等に関する事項
 - (1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在) 特例処理を適用している金利スワップを除き、該当ありません。
 - (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	為替予約				
店頭	売建	116	_	$\triangle 0$	$\triangle 0$
	買建	73	_	$\triangle 0$	$\triangle 0$
	合計	_	_	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在) 該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行は、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しておりましたが、平成16年9月に厚生年金基金を解散し、50歳以上の従業員に対しては第2退職一時金制度を、また、50歳未満の従業員に対しては確定拠出年金制度及び退職金前払い制度を新たに制定しております。

なお、連結子会社においては退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成18年3月31日) 金額(百万円)	当連結会計年度 (平成19年3月31日) 金額(百万円)
退職給付債務	(A)	<u>₩</u> (□ /3 1)	<u>₩</u> (□ /3 1) △2, 194
年金資産	(B)		
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△2, 198	△2, 194
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	568	426
未認識数理計算上の差異	(E)	264	47
未認識過去勤務債務	(F)	$\triangle 742$	△539
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△2, 108	△2, 259
前払年金費用	(H)	_	_
退職給付引当金	(G) - (H)	△2, 108	△2, 259

⁽注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	99	93
利息費用	42	42
期待運用収益	_	_
過去勤務債務の費用処理額	△157	△202
数理計算上の差異の費用処理額	121	177
会計基準変更時差異の費用処理額	142	142
退職給付費用	248	252

⁽注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1)割引率	2.0%又は0.90%	2.0%又は0.90%
(2)期待運用収益率	_	_
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年又は6年(発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、発生連結会計年度から損益処理することとしている。)	10年又は5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、発生連結会計年度から損益処理することとしている。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年又は6年(発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしている。)	10年又は5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしている。)
(6)会計基準変更時差異の処理年数	10年	同左

(ストック・オプション等関係)

I 当連結会計年度 該当事項なし。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日			
至 平成17年4月1日)	至 平成19年3月31日)			
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発	生の主な原因別		
の内訳		の内訳			
繰延税金資産		繰延税金資産			
貸倒引当金損金算入限度超過額	11,231百万円	貸倒引当金	8,770百万円		
退職給付引当金超過額	843百万円	退職給付引当金	903百万円		
減価償却費損金算入限度超過額	320百万円	減価償却費	308百万円		
有価証券評価損	648百万円	有価証券評価損	674百万円		
繰越欠損金	2,079百万円	繰越欠損金	3,643百万円		
その他	350百万円	その他	496百万円		
繰延税金資産小計	15,474百万円	繰延税金資産小計	14,797百万円		
評価性引当額	△9,260百万円	評価性引当額	8,592百万円		
繰延税金資産合計	6,213百万円	繰延税金資産合計	6,205百万円		
繰延税金負債		繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	△268百万円	その他有価証券評価差額金	66百万円		
繰延税金負債合計	△268百万円	繰延税金負債合計	66百万円		
繰延税金資産の純額	5,945百万円	繰延税金資産の純額	6,139百万円		
2 連結財務諸表提出会社の法定実効形	色率と税効果会計	2 連結財務諸表提出会社の法定実効税	率と税効果会計		
適用後の法人税等の負担率との間に重		適用後の法人税等の負担率との間に重	要な差異がある		
ときの、当該差異の原因となった主な	:項目別の内訳	ときの、当該差異の原因となった主な	項目別の内訳		
法定実効税率	40.0%	法定実効税率	40.0%		
(調整)		(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない	項目 0.5%	交際費等永久に損金に算入されない	項目 0.2%		
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	$\triangle 2.2\%$	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△1.3%		
住民税均等割等	2.5%	住民税均等割等	1.3%		
評価性引当額の減少	△62.9%	評価性引当額の減少	△36.0%		
連結上消去された親会社株式売却益	6.4%	その他	0.8%		
その他	△0.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.0%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.7%				

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計(百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結(百万円)
I 経常収益 (1) 外部顧客に 対する経常収益	18, 395	3, 004	21, 400		21, 400
(2) セグメント間の内部 経常収益	141	211	353	(353)	
計	18, 537	3, 216	21, 754	(353)	21, 400
経常費用	17, 346	3, 103	20, 450	(353)	20, 096
経常利益	1, 190	113	1, 303	_	1, 303
Ⅱ 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出					
資産	626, 327	7, 358	633, 686	(4,540)	629, 145
減価償却費	586	1, 777	2, 363	_	2, 363
減損損失	715	_	715	_	715
資本的支出	43	1, 194	1, 238	_	1, 238

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計(百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結(百万円)
I 経常収益 (1) 外部顧客に 対する経常収益 (2) セグメント間の内部	16, 988	3, 114	20, 102	(000)	20, 102
経常収益	130	129	260	(260)	_
計	17, 118	3, 244	20, 363	(260)	20, 102
経常費用	15, 525	3, 025	18, 551	(260)	18, 290
経常利益	1, 593	218	1,811	_	1,811
Ⅱ 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出					
資産	626, 872	7, 455	634, 328	(5, 136)	629, 191
減価償却費	676	1, 694	2, 371	_	2, 371
減損損失	148		148	_	148
資本的支出	361	1, 240	1,602	_	1,602

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
 - 3 各区分の主な事業の内容
 - (1) 銀行業関連事業…… 銀行業務·信用保証業務等
 - (2) リース業その他事業……リース業務・クレジット業務等
 - 4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
 - 5 消去又は全社の項目に含めた全社資産はありません。
 - 6 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、従来、役員退職慰労金は支給時に 費用処理することとしておりましたが、当連結会計年度より会社内規に基づき当連結会計年度末要支給額を 引当計上する方法に変更しております。
 - この変更に伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、銀行業関連事業について経常費用は35百万円増加しております。
 - 7 消去又は全社の項目に含めた全社資産はありません。

【所在地別セグメント情報】

経常収益及び資産は全て本邦におけるものであるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

I 前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) 役員及び個人主要株主等

		資本金		事業の内容	議決権	関係内容			取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)	
属性 氏名 住庭	住所 出資金 (百万円)		尹某の内容 又は職業	の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容					
佐藤塍	佐藤勝信	左藤勝信 (注1)		HH AUG			融資取引		貸出金	15		
役員の					農業				利息の受取 (注3)	0	その他 負債	0
近親者	佐藤勝泰	佐藤勝泰	ち 佐藤勝泰	r 藤 勝 泰	^ N B	A +1 -17			融資取引		貸出金	3
	(注2)		会社員	_	_	_ _	利息の受取 (注3)	0	その他 負債	0		

- (注) 1 当行の監査役佐藤理幸の近親者であります。
 - 2 当行の監査役佐藤理幸の近親者であります。
 - 3 取引条件及び取引条件の決定方針等 融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
 - Ⅲ 当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 役員及び個人主要株主等

			資本金 又は	事業の内容	議決権 の所有		内容		取引金額		期末残高
属性	氏名	住所	スは 出資金 (百万円)	マは職業	(被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)
役員の	佐藤勝信			## 7112				融資取引		貸出金	14
近親者	(注1)	_	_	農業	_	_		利息の受取 (注2)	0	その他 負債	0

- (注) 1 当行の監査役佐藤理幸の近親者であります。
 - 2 取引条件及び取引条件の決定方針等 融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	115. 24	121. 67
1株当たり当期純利益	円	5. 17	7. 14
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	_	6. 85

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		,	
		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計		_	28, 593
純資産の部の合計の額から控除 する金額	百万円	_	1, 178
うち少数株主持分	百万円	_	1, 178
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	_	27, 415
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	_	225, 313

(2) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	1,062	1, 509
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る当期純利益	百万円	1,062	1, 509
普通株式の期中平均株式数	千株	205, 100	211, 246
潜在株式調整後1株当たり当期純	利益		
当期純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	_	8, 836
うち新株予約権付社債	千株	_	8, 836
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		_	_

² なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	(転換社債型新株予約権付社債の新株への転換)
	当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転
	換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額
	45億円) につき、平成19年4月1日から平成19年5月
	23日までの間に、新株予約権の権利行使による新株へ
	の転換が全て行われました。
	その内容は以下のとおりであります。
	(1)転換社債型新株予約権付社債の減少額
	1,700,000,000円
	(2)資本金の増加額 850,000,000円
	(3)資本準備金の増加額 850,000,000円
	(4)増加した株式の種類及び株数
	普通株式 14,710,736株

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当行	第1回期限前 償還条項付無 担保社債 (注)1	平成17年 3月25日	4, 500	4, 500	当初5年 3.28(固定) 後半5年 6ヶ月ユーロ円 Libor+4.00(変動)	無	平成27年 3月25日
	第1回無担保 転換社債型新 株予約権付社 債(注)2	平成18年 9月27日	_	1, 700		無	_
合計	_	_	4, 500	6, 200	_	_	_

- (注) 1 劣後特約付社債であります。
 - 2 永久劣後特約付社債であります。
 - 3 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

WING THE	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	HL-741019 C	40 / (4) / 6	/ 0			
	新株予約権の 発行価額(円)		発行価額の 総額	新株予約権の 行使により発 行した株式の 発行価額の総 額(百万円)	性の竹子		代用払込に関 する事項
普通株式	無償	170	4, 500	2,800	100	自 平成18年 9月28日 至 平成28年 9月28日	(注) 2

- (注) 1 株式の発行価格の修正は、第4 提出会社の状況の「1 株式の状況」に記載のとおりであります。
 - 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とするものとしております。
- 4 連結決算日後5年以内における償還予定は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	_	_		_	_

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	2, 493	1,858	2.08	_
借入金	2, 493	1, 858	2. 08	平成19年4月~ 平成23年9月

- (注) 1 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が 含まれております。
 - 2 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 - 3 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	473	423	271	150	40

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成18年 3 月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			(,,,,		(,,,,
現金預け金		34, 375	5. 49	35, 148	5. 61
現金		9, 631		10, 930	
預け金	※ 9	24, 743		24, 218	
商品有価証券		35	0.01	42	0.01
商品国債		15		_	
商品地方債		20		42	
金銭の信託		1, 908	0.30	1, 903	0.30
有価証券	※ 1, 9	100, 217	16.01	103, 416	16. 51
国債		55, 987		59, 147	
地方債		2, 637		2, 783	
社債	※ 17	13, 015		9, 586	
株式		12, 688		10, 909	
その他の証券		15, 888		20, 989	
貸出金	**2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10	469, 351	74. 97	465, 611	74. 32
割引手形	※ 6	4, 179		4, 462	
手形貸付		60, 120		55, 401	
証書貸付		376, 878		372, 104	
当座貸越		28, 172		33, 642	
外国為替		28	0.00	16	0.00
外国他店預け		28		16	
その他資産		6, 675	1.07	7, 202	1. 15
未決済為替貸		115		144	
前払費用		7		_	
未収収益		1, 106		1,836	
金融派生商品		0		0	
その他の資産	※ 9	5, 444		5, 221	
動産不動産		14, 893	2.38	_	_
土地建物動産		14, 408		_	
保証金権利金		485		_	
有形固定資産	**11, 12, 13	_		13, 745	2. 19
建物	12, 10	_		6, 229	
土地		_		6, 799	
その他の有形固定資産		_		715	
無形固定資産		_	_	658	0.10
ソフトウェア		_		394	
その他の無形固定資産		_		263	
繰延税金資産		5, 577	0.89	5, 768	0.92
支払承諾見返		3, 620	0. 58	2, 164	0.35
貸倒引当金	※ 8	△10, 664	△1.70	△ 9, 165	△1. 46
資産の部合計		626, 019	100.00	626, 513	100.00
		·	†	·	†

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)					(, , ,
預金	※ 9	587, 202	93. 80	582, 114	92. 91
当座預金		8, 247		7, 973	
普通預金		186, 954		186, 626	
貯蓄預金		3, 131		2, 966	
通知預金		1, 996		1, 990	
定期預金		368, 783		367, 702	
定期積金		14, 505		13, 461	
その他の預金		3, 582		1, 394	
借用金		1,000	0. 16	500	0.08
借入金	※ 14	1,000		500	
外国為替		0	0.00	0	0.00
売渡外国為替		0		0	
未払外国為替		0		0	
社債	※ 15	4, 500	0.72	4, 500	0.72
新株予約権付社債	※ 16	_	_	1,700	0. 27
その他負債		2, 968	0.47	4, 595	0.73
未決済為替借		66		85	
未払法人税等		26		47	
未払費用		1, 309		2, 265	
前受収益		506		440	
従業員預り金		36		33	
給付補てん備金		27		28	
金融派生商品		0		0	
その他の負債		994		1, 693	
賞与引当金		_	_	135	0.02
退職給付引当金		2, 102	0.34	2, 252	0.36
役員退職慰労引当金		_	_	135	0.02
再評価に係る繰延税金負債	※ 11	1, 131	0. 18	1,099	0. 18
支払承諾		3, 620	0. 58	2, 164	0.35
負債の部合計		602, 525	96. 25	599, 198	95. 64

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
資本金	※ 18	15, 877	2. 54	_	_
資本剰余金		3, 439	0. 55	_	_
資本準備金		3, 438		_	
その他資本剰余金		0		_	
自己株式処分差益		0		_	
利益剰余金	※ 19	3, 149	0. 50	_	_
利益準備金		102		_	
任意積立金		1,000		_	
別途積立金		1,000		_	
当期末処分利益		2, 047		_	
土地再評価差額金	※ 11	650	0.10	_	_
その他有価証券評価差額金		395	0.06	_	_
自己株式	※ 20	△19	△0.00	_	_
資本の部合計		23, 493	3. 75	_	1 –
負債及び資本の部合計		626, 019	100.00	_	1 –

		前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
資本金		_	_	17, 277	2. 76
資本剰余金		_	_	4, 839	0.77
資本準備金		_		4, 838	
その他資本剰余金		_		0	
利益剰余金		_	_	4, 492	0.71
利益準備金		_		164	
その他利益剰余金		_		4, 328	
別途積立金		_		2, 300	
繰越利益剰余金		_		2, 028	
自己株式		_	_	$\triangle 22$	△0.00
株主資本合計		_] –	26, 586	4. 24
その他有価証券評価差額金		_	_	108	0.02
土地再評価差額金	% 11	_	_	618	0.10
評価・換算差額等合計		_] –	727	0. 12
純資産の部合計		_] –	27, 314	4. 36
負債及び純資産の部合計		_	1 –	626, 513	100.00

② 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		18, 378	100.00	16, 955	100.00
資金運用収益		13, 501		13, 478	
貸出金利息		12, 436		12, 104	
有価証券利息配当金		1, 059		1, 320	
コールローン利息		4		50	
預け金利息		0		1	
その他の受入利息		0		1	
役務取引等収益		2, 485		2, 417	
受入為替手数料		700		674	
その他の役務収益		1, 785		1, 742	
その他業務収益		310		57	
外国為替売買益		11		12	
商品有価証券売買益		1		0	
国債等債券売却益		276		26	
国債等債券償還益		0		2	
その他の業務収益		21		16	
その他経常収益		2, 081		1,001	
株式等売却益		1, 587		742	
金銭の信託運用益		263		3	
その他の経常収益		231		255	
経常費用		17, 205	93. 62	15, 389	90. 76
資金調達費用		658		1,031	
預金利息		483		862	
譲渡性預金利息		0		_	
借用金利息		25		21	
社債利息		147		147	
その他の支払利息		0		0	
役務取引等費用		1,026		1,004	
支払為替手数料		152		147	
その他の役務費用		874		857	
その他業務費用		52		36	
国債等債券売却損		33		14	
国債等債券償還損		19		7	
国債等債券償却		_		14	
営業経費		7, 988		7, 911	

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	l I)
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
その他経常費用		7, 480		5, 404	
貸倒引当金繰入額		871		660	
貸出金償却		5, 327		2, 326	
株式等売却損		1		7	
株式等償却		5		64	
その他の経常費用	※ 1	1, 274		2, 345	
経常利益		1, 172	6. 38	1, 565	9. 24
特別利益		440	2. 39	355	2. 09
動産不動産処分益		0		_	
固定資産処分益		_		0	
償却債権取立益		440		354	
特別損失		817	4. 44	309	1.82
動産不動産処分損		101		_	
固定資産処分損		_		60	
減損損失	※ 2	715		148	
その他の特別損失	※ 3	_		100	
税引前当期純利益		796	4. 33	1, 611	9. 51
法人税、住民税及び事業税		22	0. 12	23	0. 14
法人税等調整額		△290	△1.58	△ 31	△ 0.19
当期純利益		1,064	5. 79	1, 620	9. 56
前期繰越利益		550		_	_
土地再評価差額金取崩額		433		_	
当期未処分利益		2, 047	1	_	_
			1		

③ 【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

(利益処分計算書)

		前事業年度 株主総会承認日 (平成18年6月23日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		
I 当期未処分利益			2, 047	
Ⅱ 利益処分額				
1 利益準備金		62		
2 配当金		(1株につき1円50銭) 309		
3 任意積立金		1, 300		
別途積立金		1, 300	1,671	
Ⅲ 次期繰越利益			376	
]			

(株主資本等変動計算書)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金		その他資本		その他利		自己株式	株主資本
		資本準備金	剰余金	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金		合計
平成18年3月31日残高(百万円)	15, 877	3, 438	0	102	1,000	2, 047	△19	22, 447
事業年度中の変動額								
新株の発行	1, 400	1, 400						2,800
利益準備金の積立(注)				62		△62		_
剰余金の配当(注)						△309		△309
当期純利益						1,620		1,620
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分			0				0	0
別途積立金の積立(注)					1, 300	△1, 300		_
土地再評価差額金の取崩						32		32
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								_
事業年度中の変動額合計(百万円)	1, 400	1, 400	0	62	1, 300	△18	$\triangle 3$	4, 139
平成19年3月31日残高(百万円)	17, 277	4, 838	0	164	2, 300	2, 028	△22	26, 586

		評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	395	650	1, 046	23, 493
事業年度中の変動額				
新株の発行			_	2, 800
利益準備金の積立(注)			_	_
剰余金の配当(注)			_	△309
当期純利益			_	1, 620
自己株式の取得			_	△3
自己株式の処分			_	0
別途積立金の積立(注)			_	_
土地再評価差額金の取崩		△32	△32	_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△286		△286	△286
事業年度中の変動額合計(百万円)	△286	△32	△318	3, 820
平成19年3月31日残高(百万円)	108	618	727	27, 314

⁽注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

		前事業年度	当事業年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1	商品有価証券の評価基準 及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算	商品有価証券の評価は、時価法(売 却原価は移動平均法により算定)によ
		定)により行っております。	り行っております。
2	有価証券の評価基準及び	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的
	評価方法	の債券については移動平均法による	の債券については移動平均法による
		償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連の外状式については発動でお	償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式なるいでは発動でおり
		び関連会社株式については移動平均 法による原価法、その他有価証券の	び関連会社株式については移動平均 法による原価法、その他有価証券の
		公による原価伝、ての他有価証券の うち時価のあるものについては決算	伝による原価伝、ての他有価証券の うち時価のあるものについては決算
		日の市場価格等(株式については決	日の市場価格等(株式については決
		算日前1ヵ月の市場価格の平均に基	算期末前1ヵ月の市場価格の平均に
		づいて算定された価額)に基づく時	基づいて算定された価額)に基づく
		価法(売却原価は主として移動平均	時価法(売却原価は移動平均法によ
		法により算定)、時価のないものに	り算定)、時価のないものについて
		ついては、移動平均法による原価法	は、移動平均法による原価法又は償
		又は償却原価法(定額法)により行っ	却原価法(定額法)により行っており
		ております。	ます。
		なお、その他有価証券の評価差額	なお、その他有価証券の評価差額
		については、全部資本直入法により	については、全部純資産直入法によ
		処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独	り処理しております。 (2) 同 左
		運用の金銭の信託において信託財産	
		として運用されている有価証券の評	
		価は、時価法により行っておりま	
		す。	
3	デリバティブ取引の評価	デリバティブ取引の評価は、特例処	同左
	基準及び評価方法	理を適用している金利スワップを除き	
		時価法により行っております。	
4	固定資産の減価償却の方	(1) 動産不動産	(1) 有形固定資産
	法	動産不動産は、定率法(ただし、	有形固定資産は、定率法(ただ
		平成10年4月1日以後に取得した建 物(建物附属設備を除く)について	し、平成10年4月1日以後に取得し
		は、定額法)を採用しております。	た建物(建物附属設備を除く)については、実際法)な様果しておりま
		なお、主な耐用年数は次のとおりで	ては、定額法)を採用しておりま
		あります。	す。なお、主な耐用年数は次のとお りであります。
		建物 3年~50年	まり、 建物 3年~50年
		動産 3年~15年	動産 3年~15年
Ī		(2) ソフトウェア	(2) 無形固定資産
		自社利用のソフトウェアについて	無形固定資産は、定額法により償
		は、行内における利用可能期間(5	却しております。なお、自社利用の
		年)に基づく定額法により償却して	ソフトウェアについては、行内にお
		おります。	ける利用可能期間(5年)に基づい
			て償却しております。
5	繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用と	社債発行費及び株式交付費は、支出
		して処理しております。	時に全額費用として処理しておりま
G	外貨建て資産及び負債の	外貨建の資産・負債は、決算日の為	す。 同 左
6	外質建し貧圧及い負債の本邦通貨への換算基準	外員建の資産・負債は、次昇日の為	四 左
	/TPI四貝、V/JY界	貸租場による円換昇額を行しておりま す。	
		7 0	

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
	至 平成18年3月31日) (1)貸倒引当金	至 平成19年3月31日) (1)貸倒引当金
1 列目並の計工基中	貸倒引当金は、予め定めている償	(1) 負肉が当並 貸倒引当金は、予め定めている償
	却・引当基準に則り、次のとおり計	却・引当基準に則り、次のとおり計
	上しております。	上しております。
	破産、特別清算等法的に経営破綻	破産、特別清算等法的に経営破綻
	の事実が発生している債務者(以	の事実が発生している債務者(以
	下、「破綻先」という)に係る債権	下、「破綻先」という)に係る債権
	及びそれと同等の状況にある債務者	及びそれと同等の状況にある債務者
	(以下「実質破綻先」という)に係る	(以下「実質破綻先」という)に係る
	債権については、以下のなお書きに	債権については、以下のなお書きに
	記載されている直接減額後の帳簿価	記載されている直接減額後の帳簿価
	額から、担保の処分可能見込額及び	額から、担保の処分可能見込額及び
	保証による回収可能見込額を控除	保証による回収可能見込額を控除
	し、その残額を計上しております。	し、その残額を計上しております。
	また、現在は経営破綻の状況にない	また、現在は経営破綻の状況にない
	が、今後経営破綻に陥る可能性が大	が、今後経営破綻に陥る可能性が大
	きいと認められる債務者に係る債権	きいと認められる債務者に係る債権
	については、債権額から、担保の処	については、債権額から、担保の処
	分可能見込額及び保証による回収可	分可能見込額及び保証による回収可
	能見込額を控除し、その残額のう	能見込額を控除し、その残額のう
	ち、債務者の支払能力を総合的に判	ち、債務者の支払能力を総合的に判
	断し必要と認める額を計上しており	断し必要と認める額を計上しており
	ます。上記以外の債権については、	ます。上記以外の債権については、
	過去の一定期間における貸倒実績か	過去の一定期間における貸倒実績か
	ら算出した貸倒実績率等に基づき計	ら算出した貸倒実績率等に基づき計
	上しております。	上しております。
	すべての債権は、資産の自己査定	すべての債権は、資産の自己査定
	基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し	基準に基づき、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署から独立し
	た資産監査部署が査定結果を監査し	重圧を美地し、ヨ政部者がり <u>機立し</u> た資産監査部署が査定結果を監査し
	ており、その査定結果に基づいて上	ており、その査定結果に基づいて上
	記の引当を行っております。	記の引当を行っております。
	なお、破綻先及び実質破綻先に対	おお、破綻先及び実質破綻先に対
	する担保・保証付債権等について	する担保・保証付債権等について
	は、債権額から担保の評価額及び保	は、債権額から担保の評価額及び保
	証による回収が可能と認められる額	証による回収が可能と認められる額
	を控除した残額を取立不能見込額と	を控除した残額を取立不能見込額と
	して債権額から直接減額しており、	して債権額から直接減額しており、
	その金額は21,279百万円でありま	その金額は18,461百万円でありま
	す。	す。
	(2) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
		賞与引当金は、従業員への賞与の
		支払いに備えるため、従業員に対す
		る賞与の支給見込額のうち、当事業
		年度に帰属する額を計上しておりま
		す。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
	至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日) (3) 退職給付引当金
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職	(3) 返職福刊刊目金 退職給付引当金は、従業員の退職
	と順話が引き金は、促業員の退職 給付に備えるため、当事業年度末に	超極福祉が引き金は、従来員の超極 給付に備えるため、当事業年度末に
	おける退職給付債務の見込額に基づ	おける退職給付債務の見込額に基づ
	き、必要額を計上しております。ま	き、必要額を計上しております。ま
	た、過去勤務債務及び数理計算上の	た、過去勤務債務及び数理計算上の
	差異の費用処理方法は以下のとおり	差異の費用処理方法は以下のとおり
	であります。	であります。
	過去勤務債務	過去勤務債務
	その発生年度の従業員の平均残	その発生年度の従業員の平均残
	存勤務期間内の一定の年数(10	存勤務期間内の一定の年数(10
	年又は6年)による定額法によ	年又は5年)による定額法によ
	り損益処理	り損益処理
	数理計算上の差異	数理計算上の差異
	各発生年度の従業員の平均残存	各発生年度の従業員の平均残存
	勤務期間内の一定の年数(10年	勤務期間内の一定の年数(10年
	又は6年)による定額法により按	又は5年)による定額法により
	分した額を、それぞれ発生の翌	按分した額を、それぞれ発生の
	事業年度から損益処理	翌事業年度から損益処理
	なお、会計基準変更時差異(1,420	なお、会計基準変更時差異(1,420
	百万円)については、10年による按	百万円)については、10年による按
	分額を費用処理しております。	分額を費用処理しております。
		また、第2退職一時金制度の費用
		処理については、平均残存勤務期間
		の短縮により、当事業年度より過去
		勤務債務及び数理計算上の差異の費
		用処理年数を6年から5年に変更し
		ております。これにより、「その他
		経常費用」が9百万円増加しており
		ます。
	(4) 役員退職慰労引当金	(4) 役員退職慰労引当金
		役員退職慰労引当金は、役員の退
		職慰労金の支給に備えるため、会社
		内規に基づく当事業年度末要支給額
		を計上しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転す	同左
	ると認められるもの以外のファイナン	
	ス・リース取引については、通常の賃	
	貸借取引に準じた会計処理によってお	
	ります。	
9 ヘッジ会計の方法	当行は、貸出金及び預金の一部につ	貸出金及び預金の一部につき、金利
	き、金利リスクの回避手段として金利	リスクの回避手段として金利スワップ
	スワップ取引を行っており、金利スワ	取引を行っており、金利スワップの特
	ップの特例処理による会計処理を行っ	例処理による会計処理を行っておりま
	ております。また、ヘッジの有効性の	す。また、ヘッジの有効性の評価につ
	評価につきましては、特例処理の要件	きましては、特例処理の要件の判定を
	の判定をもって有効性の判定に代えて	もって有効性の判定に代えておりま
	おります。	す。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費	消費税及び地方消費税(以下「消費
	税等という)の会計処理は、税抜方式	税等」という。)の会計処理は、税抜
	によっております。ただし、動産不動	方式によっております。ただし、有形
	産に係る控除対象外消費税等は当事業	固定資産に係る控除対象外消費税等は
	年度の費用に計上しております。	当事業年度の費用に計上しておりま
		す。
	1	1

会計方針の変更	
前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損 に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議 会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成 15年10月31日)を当事業年度から適用しております。 これにより税引前当期純利益は715百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭 和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減損損失累計額につ きましては、各資産の金額から直接控除しておりま す。	
	(役員退職慰労引当金) 従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理すること としておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及 び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引 当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機として、当事業年度より会社内規に基づき当事業年度末要 支給額を引当計上する方法に変更しております。 この変更に伴い、当事業年度の発生額35百万円は営業経費に、過年度分100百万円は特別損失に計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は35百万円、税引前当期純利益は135百万円それぞれ減少しております。 なお、この変更は上記報告をうけて行っていることから、当中間会計期間は従来の方法によっております。 なお、この変更は上記報告をうけて行っていることから、当中間会計期間は、変更後の方法によった場合と比較して、営業経費が17百万円、特別損失が100百万円少なく、税引前中間純利益が117百万円多く計上されております。
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年 12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は27,314百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

前事業年度	当事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	(自行保証付私募債の保証に係る支払承諾) 有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による 社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見 返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省 令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改 正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当 事業年度から相殺しております。 これにより、従来の方法によった場合と比較して、 支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ1,580百万円減 少しております。

表示方法の変更

前事業年度	当事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
(損益計算書関係)	
「金銭の信託運用益」は、前事業年度まで「その他	
の経常収益」に含めて表示しておりましたが、当事業	
年度において金額的重要性が増したため区分掲記して	
おります。なお、前事業年度の「金銭の信託運用益」	
の金額は77百万円であります。	
	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別
	紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣
	府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改
	正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から
	適用されることになったこと等に伴い、当事業年度か
	ら下記のとおり表示を変更しております。
	(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立
	金 及び「当期未処分利益 は、「その利益剰余
	金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」と
	して表示しております。
	(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定
	資産」又は「その他資産」に区分して表示してお
	ります。
	①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形
	固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形
	固定資産」に区分表示しております。
	②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利
	金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定
	資産」として、保証金は、「その他資産」中の
	「その他の資産」として表示しております。
	(3)「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表
	示していたソフトウェアは、「無形固定資産」の
	「ソフトウェア」に表示しております。
	(4)「動産不動産処分益」及び「動産不動産処分損」
	は、「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」
	として表示しております。
	として衣小してわります。

前事業年度	
(亚战18年3月31	H)

当事業年度 (平成19年3月31日)

- **※** 1
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,759百万円、延 滞債権額は30,988百万円であります。なお、破綻 先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本又は 利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で あって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として利息の支払を猶予した 貸出金以外の貸出金であります。

げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じて

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は256百万円であります。

いる貸出金であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,458百万 円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再 建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸 出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,461百万 円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に 基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額面金額は、4,179 百万円であります。

- ※1 関係会社の株式総額 19百万円
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,056百万円、延 滞債権額は22,928百万円であります。なお、破綻 先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本又は 利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして 未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令 第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲 げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じて いる貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は99百万円 であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,421百万 円であります。

> なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再 建又は支援を図ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸 出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,506百万 円であります。

> なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当 金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に 基づき金融取引として処理しております。これに より受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権 利を有しておりますが、その額面金額は、4,462 百万円であります。

前事業年度 (平成18年3月31日)

- ※7 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,425百万円であります。
- ※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、21,447百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権を、14,196百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額35,643百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- ※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券

1,004百万円

担保資産に対応する債務

預金

3,024百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,585百万円及び定期預け金262百万円を差し入れております。

また、子会社等の借入金等の担保として、有価証券800百万円を差し入れております。

なお、その他の資産に手形交換所担保保証金等が1百万円含まれております。

※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は32,304百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が31,690百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

当事業年度 (平成19年3月31日)

- ※7 ローン・パーティシペーションで平成7年6月1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会 計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上 額は、6,366百万円であります。
- ※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、17,051百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を、14,229百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額31,280百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- ※9 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

有価証券

594百万円

担保資産に対応する債務

預金

2,400百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,301百万円及び定期預け金214百万円を差し入れております。

また、子会社等の借入金等の担保として、有価証券794百万円を差し入れております。

なお、その他の資産に、保証金敷金200百万円 及び手形交換所担保保証金等 3百万円が含まれて おります。

※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,297百万円であります。これらは全て原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

前事業年度		当事業年度			
(平成18年3月31日)			(平成19年3月31日)		
*	1 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公	※ 11	土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公		
	布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価		布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価		
	を行い、評価差額については、当該評価差額に係		を行い、評価差額については、当該評価差額に係		
	る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」と		る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」と		
	して負債の部に計上し、これを控除した金額を		して負債の部に計上し、これを控除した金額を		
	「土地再評価差額金」として資本の部に計上して		「土地再評価差額金」として純資産の部に計上し		
	おります。		ております。		
	再評価を行った年月日 平成10年3月31日		再評価を行った年月日 平成10年3月31日		
	同法律第3条第3項に定める再評価の方法		同法律第3条第3項に定める再評価の方法		
	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年		土地の再評価に関する法律施行令(平成10年		
	3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定め		3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定め		
	る路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、電気に投資工、時点体工祭会開始		る路線価及び第3号に定める固定資産税評価額		
	に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的 な調整を行って算出しております。		に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的 な調整を行って算出しております。		
	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土		は調整を行うと鼻山しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土		
	地の当事業年度末における時価の合計額と当該		地の当事業年度末における時価の合計額と当該		
	事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との		事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との		
	差額		差額		
	3,447百万円		3,519百万円		
*	2 動産不動産の減価償却累計額 14,163百万円	※ 12	有形固定資産の減価償却累計額 14,359百万円		
*		※ 13	有形固定資産の圧縮記帳額 3,398百万円		
/•	(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)	7. (10	(当事業年度圧縮記帳額 一百万円)		
 		№ 14			
**	旧八亚(6)(旧少贵仍6)少贵的少人及门7 区水区(※ 14	借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位で		
	ある旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000 百万円であります。		ある旨の特約が付された劣後特約付借入金500百 万円であります。		
\•/·		※ 15			
*	5 社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。	% 15	社債は、劣後特約付社債4,500百万円であります。		
 *:		※ 16	新株予約権付社債は、永久劣後特約付社債1,700		
/•\\		/• (10	百万円であります。		
*	7 ——	※ 17	有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券		
/•\\	•		取引法第2条第3項)による社債に対する当行の		
			保証債務の額は1,580百万円であります。		
*	8 会社が発行する株式の総数	※ 18			
	普通株式 300,000千株				
	発行済株式総数				
	普通株式 206,359千株				
*	9 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付	※ 19			
	したことにより増加した純資産額は466百万円で				
	あります。				
※ 2	20 会社が保有する自己株式の数	※ 20			
	普通株式 120千株				
1 2	21 ——		銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を		
			受けております。		
			剰余金の配当をする場合には、会社法第445条		
			第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかか		
			わらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金		
			の額に5分の1を乗じて得た額を利益準備金とし		
			て計上しております。		
			当事業年度における当該剰余金の配当に係る利		
1			大準件人の引し妬は coエエロベキ N ナナ		

益準備金の計上額は、68百万円であります。

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

- 当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
- ※1 その他の経常費用には、退職給付費用(臨時費用) 106百万円及び債権売却損928百万円を含んでおりま す。
- ※2 当行は、減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ11ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。

地域	福島県内	その他
主な用途	遊休資産	遊休資産
	10ヶ所	1ヶ所
種類	土地	土地
減損損失	316百万円	399百万円

なお、当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

※1 その他の経常費用には、債権売却損2,103百万円 を含んでおります。

※2 当行は、減損損失の算定に当たり、管理会計上の 最小単位である営業店単位でグルーピングを行って おります。また、本部資産、社員寮等、他の資産又 は資産グループの将来キャッシュフローの生成に寄 与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそ れぞれ単独の資産グループとしております。その結 果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損 損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ 10ヶ所については、帳簿価額を回収可能額まで減額 しております。

地域	福島県内	福島県内	
主な用途	事業用資産	遊休資産	
	1ヶ所	9ヶ所	
種類	土地・建物	その他の 有形固定資産	
減損損失	140百万円	7百万円	

減損損失の内訳は、建物50百万円、土地90百万円、その他の有形固定資産7百万円であります。

なお、当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

※3 その他の特別損失は、過年度役員退職慰労引当金 繰入額であります。

※ 3

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	120	23	2	140	(注)
合計	120	23	2	140	

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数 23千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、減少株式数 2千株は、単元株とするための買増請求に基づく売却による減少であります。

前事業年度 (自 平成17年4月:	1 🗆	当事業年度 (自 平成18年4月1日			
至 平成18年3月31日)		至 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転	· ·	リース物件の所有権が借主に			
の以外のファイナンス・リース取引		の以外のファイナンス・リース国	 交引		
リース物件の取得価額相当額、	減価償却累計額相当	リース物件の取得価額相当額	額、減価償却累計額相当		
額及び期末残高相当額		額及び期末残高相当額			
取得価額相当額		取得価額相当額			
動産	678百万円	動産	46百万円		
合計	678百万円	合計	46百万円		
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額			
動産	603百万円	動産	37百万円		
合計	603百万円	合計	37百万円		
期末残高相当額		期末残高相当額			
動産	75百万円	動産	9百万円		
合計	75百万円	合計	9百万円		
・未経過リース料期末残高相当額		・未経過リース料期末残高相当額	頂		
1 年内 73百万円		1年内	7百万円		
1 年超	9百万円	1年超	2百万円		
合計	83百万円	合計	9百万円		
・支払リース料、減価償却費相当額	及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	169百万円	支払リース料	74百万円		
減価償却費相当額	148百万円	減価償却費相当額	65百万円		
支払利息相当額	9百万円	支払利息相当額	2百万円		
・減価償却費相当額の算定方法		・減価償却費相当額の算定方法	·		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定		リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定			
額法によっております。		額法によっております。			
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差		リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差			
額を利息相当額とし、各期への配分方法については、		額を利息相当額とし、各期への配分方法については、			
利息法によっております。		利息法によっております。			

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当事項なし。

前事業年度			当事業年度		
(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別			1	#延税金資産及び繰延税金負債の	
1	の内訳	上い上、水四川	1	の内訳	九工***工、水四加
	繰延税金資産			繰延税金資産	
	貸倒引当金損金算入限度超過額	10,954百万円		貸倒引当金	8,478百万円
	退職給付引当金損金算入超過額	841百万円		退職給付引当金	901百万円
	減価償却費損金算入限度超過額	315百万円		減価償却費	289百万円
	有価証券評価損	648百万円		有価証券評価損	674百万円
	繰越欠損金	2,079百万円		繰越欠損金	3,643百万円
	その他	262百万円		その他	446百万円
	繰延税金資産小計	15,101百万円		繰延税金資産小計	14,433百万円
	評価性引当額	△9,260百万円		評価性引当額	△8,592百万円
	繰延税金資産合計	5,841百万円		繰延税金資産合計	5,841百万円
	繰延税金負債			繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金 △263百万円			その他有価証券評価差額金	△72百万円	
	繰延税金負債合計	△263百万円		繰延税金負債合計	△72百万円
	繰延税金資産の純額	5,577百万円		繰延税金資産の純額	5,768百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担		2	法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	
	率との間に重要な差異があるときの	、当該差異の原		率との間に重要な差異があるとき	
	因となった主な項目別の内訳			因となった主な項目別の内訳	
	法定実効税率	40.0%		法定実効税率	40.0%
	(調整)			(調整)	
	交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.5%		交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.2%
	受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△2.4%		受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	△1.4%
	住民税均等割等	2.9%		住民税均等割等	1.4%
	評価性引当額の減少	\triangle 74.5%		評価性引当額の減少	$\triangle 41.4\%$
	その他	△0.1%		その他	0.7%
	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△33.6%		税効果会計適用後の法人税等の 負担率	△0.5%

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	113. 91	120. 92
1株当たり当期純利益	円	5. 16	7. 64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	_	7. 34

(注) 1 算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額

		前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計			27, 314
純資産の部の合計の額から控除 する金額	百万円	_	_
普通株式に係る期末の純資産額	百万円		27, 314
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	_	225, 885

(2) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

		前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	1,064	1,620
普通株主に帰属しない金額	百万円	_	_
普通株式に係る当期純利益	百万円	1,064	1,620
普通株式の期中平均株式数	千株	206, 247	211, 819
潜在株式調整後1株当たり当期純	利益		
当期純利益調整額	百万円	_	_
普通株式増加数	千株	_	8, 836
うち新株予約権付社債	千株	_	8, 836
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期 純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		_	**************************************

² なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成17年4月1日	(自 平成18年4月1日
至 平成18年3月31日)	至 平成19年3月31日)
	(転換社債型新株予約権付社債の新株への転換)
	当行が平成18年9月27日に発行した第1回無担保転
	換社債型新株予約権付社債(永久劣後特約付)(総額
	45億円) につき、平成19年4月1日から平成19年5月
	23日までの間に、新株予約権の権利行使による新株へ
	の転換が全て行われました。
	その内容は以下のとおりであります。
	(1)転換社債型新株予約権付社債の減少額
	1,700,000,000円
	(2)資本金の増加額 850,000,000円
	(3)資本準備金の増加額 850,000,000円
	(4)増加した株式の種類及び株数
	普通株式 14,710,736株

④ 【附属明細表】

当事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高(百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	7, 106	24	(90) 330	6, 799	_	_	6, 799
建物	16, 877	6	(50) 264	16, 619	10, 389	355	6, 229
動産	4, 587	_	4, 587	_	_	_	_
その他の有形固定資産	_	4, 875	(7) 190	4, 684	3, 969	155	715
有形固定資産計	28, 571	4, 905	(148) 5, 373	28, 104	14, 359	510	13, 745
無形固定資産							
保証金権利金	485	_	485	_	_	_	_
ソフトウェア	1, 043	175	366	853	458	165	394
その他の無形固定資産	_	273	10	263		_	263
無形固定資産計	1, 529	449	861	1, 116	458	165	658
その他	51		3	48	13	3	35

- (注) 1 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。
 - 2 「表示方法の変更」に記載のとおり、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業 法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年 4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から表示を変更して おります。
 - (1)「土地」中の「所有不動産」は、「その他の有形固定資産」に表示しております。
 - (2)「建物」中の「所有建物」は、「その他の有形固定資産」に表示しております。
 - (3)「動産」は、「その他の有形固定資産」に表示しております。
 - (4)「保証金権利金」のうち権利金は、「その他の無形固定資産」として表示しております。なお、「保証金権利金」のうち「権利金」は、「その他資産」に含めて表示されることとなったことから、上記より除いております。

なお、これら表示方法の変更に伴う残高の増減は、「当期増加額」及び「当期減少額」に含めて表示しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	10, 664	4, 872	2, 159	4, 211	9, 165
一般貸倒引当金	3, 899	2, 627	_	3, 899	2, 627
個別貸倒引当金	6, 765	2, 245	2, 159	312	6, 538
うち非居住者向け 債権分	_	_	_	_	_
賞与引当金	_	135	_	_	135
役員退職慰労引当金	_	135	_	_	135
計	10, 664	5, 143	2, 159	4, 211	9, 436

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 ……… 洗替による取崩額

個別貸倒引当金 ………… 主として税法による取崩額

〇 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	26	47	26		47
未払法人税等	22	23	22		23
未払事業税	3	24	3	_	24

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成19年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金 22,978百万円、他の銀行への預け金 954百万円及び

郵便局への預け金 285百万円であります。

その他の証券 外国証券14,373百万円その他であります。

未収収益 有価証券利息 133百万円及び貸出金利息 660百万円等であります。

その他の資産 仮払金 436百万円(整理関係費用一時立替等)、金融安定化拠出金 340百万

円、(社)新金融安定化基金拠出金 241百万円、出資金 1百万円、住宅ローン

流動化準備金 3,645百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金 別段預金 1,241百万円、外貨預金 15百万円その他であります。

未払費用 預金利息 938百万円その他であります。

前受収益 貸出金利息 414百万円その他であります。

その他の負債 預金利子税等預り金 16百万円、仮受金 1,636百万円(口座振替一時預かり等)

その他であります。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
株主総会	6月
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券 100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき200円
単元未満株式の買取り・ 売渡し	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
取次所	日本証券代行株式会社本店及び全国各支店
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	福島県福島市において発行する福島民報及び福島民友に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	株主優遇定期

- (注)1 当銀行の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 剰余金の配当を受ける権利
 - (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (4) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利
 - (5) 単元未満株主の売渡請求に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利
 - 2 平成19年6月22日開催の定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、当銀行の公告方法は次のとおり となりました。

当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、福島県福島市において発行する福島民報及び福島民友に掲載する方法により行う。

なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。

http://www.fukushimabank.co.jp/

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第140期(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)平成18年6月26日関東財務局長に 提出

- (2) 有価証券届出書(新株予約権付社債の発行)及びその添付書類 平成18年9月12日 関東財務局長に提出。
- (3) 半期報告書

事業年度 第141期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)平成18年12月5日関東財務局長 に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

平成18年6月23日

株式会社 福島銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	俊	光	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	下		潔	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	日	下	靖	規	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

平成19年6月22日

株式会社 福島銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	俊	光	(EII)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	目	下	靖	規	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	瀬	高	志	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めて いる。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によっ て行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人 は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支給時に費用処理することとしていたが、当連結会計年度より会社内規に基づき当連結会計年度末要支給額を引当計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

平成18年6月23日

株式会社 福島銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	俊	光	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹	下		潔	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	目	下	靖	規	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

平成19年6月22日

株式会社 福島銀行 取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋	本	俊	光	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	目	下	靖	規	(FI)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岩	瀬	高	志	(FI)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第141期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって 行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支給時に費用処理することとしていたが、当事業年度より会社内規に基づき当事業年度末要支給額を引当計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

[※] 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。